# はじめてのNISA・
# 新興国株式インデックス

## 愛称：Funds-i Basic 新興国株式

追加型投信 海外 株式 インデックス型

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年2月28日）

この目論見書により行なうはじめてのNISA・新興国株式インデックスの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月30日に関東財務局長に提出しており、2024年8月31日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

| | | |
|---|---|---|
| 【発行者名】 | ： | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ： | ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | ： | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【縦覧に供する場所】 | ： | 該当事項はありません。 |

NOMURA 野村アセットマネジメント

## 目次

目次 ..... 2
第一部【証券情報】 ..... 3
（１）【ファンドの名称】 ..... 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 ..... 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 ..... 3
（４）【発行（売出）価格】 ..... 3
（５）【申込手数料】 ..... 3
（６）【申込単位】 ..... 4
（７）【申込期間】 ..... 4
（８）【申込取扱場所】 ..... 4
（９）【払込期日】 ..... 4
（１０）【払込取扱場所】 ..... 4
（１１）【振替機関に関する事項】 ..... 4
（１２）【その他】 ..... 5
第二部【ファンド情報】 ..... 6
第１【ファンドの状況】 ..... 6
１【ファンドの性格】 ..... 6
２【投資方針】 ..... 11
３【投資リスク】 ..... 22
４【手数料等及び税金】 ..... 25
５【運用状況】 ..... 28
第２【管理及び運営】 ..... 36
１【申込（販売）手続等】 ..... 36
２【換金（解約）手続等】 ..... 37
３【資産管理等の概要】 ..... 38
４【受益者の権利等】 ..... 41
第３【ファンドの経理状況】 ..... 43
１【財務諸表】 ..... 46
【中間財務諸表】 ..... 81
２【ファンドの現況】 ..... 89
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... 90
第三部【委託会社等の情報】 ..... 91
第１【委託会社等の概況】 ..... 91
１【委託会社等の概況】 ..... 91
２【事業の内容及び営業の概況】 ..... 93
３【委託会社等の経理状況】 ..... 94
４【利害関係人との取引制限】 ..... 144
５【その他】 ..... 144
約款 ..... 145

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

はじめてのNISA・新興国株式インデックス
（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「Funds-i Basic 新興国株式」とします。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

**■信用格付■**

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。
**野村アセットマネジメント株式会社**
**サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)**
**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**
**インターネットホームページ**　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１口単位または１円単位※(当初元本１口＝1円)

※分配金を再投資する場合には１口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年8月31日から2025年8月28日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)**

**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/**

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

新興国の株式（DR（預託証書）※1を含みます。）を実質的な主要投資対象※2とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※1 Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

信託金限度額は１兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（はじめての NISA・新興国株式インデックス）

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国　内<br>海　外<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　）<br>資産複合 | インデックス型<br>特殊型 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式　一般））<br>資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年 1 回<br>年 2 回<br>年 4 回<br>年 6 回<br>（隔月）<br>年 12 回<br>（毎月）<br>日々<br>その他<br>（　） | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ<br>・ファンズ | あり<br>（　）<br>なし | 日経 225<br>TOPIX<br>その他<br>（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）） |

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

**＜商品分類表定義＞**

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

**＜属性区分表定義＞**

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2023 年 7 月 10 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

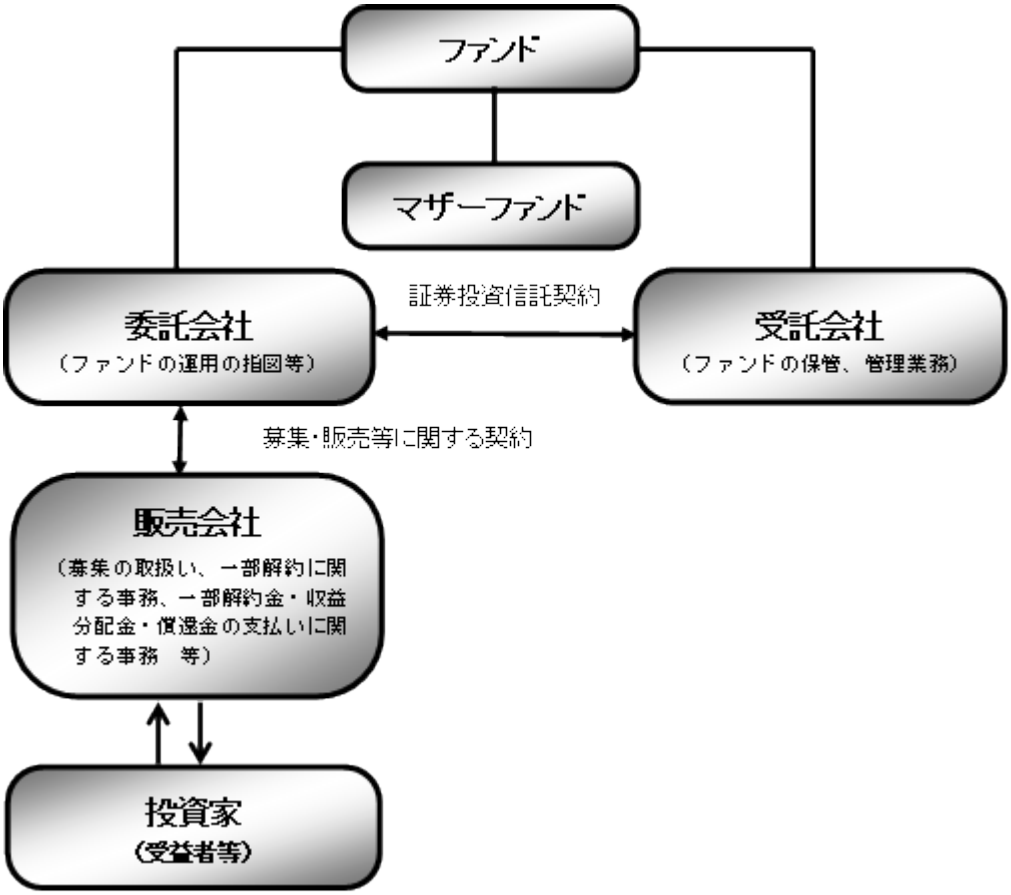


| | |
|---|---|
| **ファンド** | はじめての NISA・新興国株式インデックス |
| **マザーファンド（親投資信託）** | 新興国株式マザーファンド |
| **委託会社(委託者)** | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| **受託会社(受託者)** | 野村信託銀行株式会社 |

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

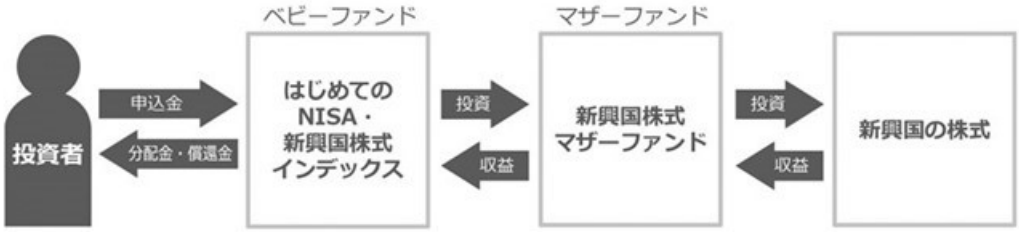


■委託会社の概況(2025年1月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1959年12月1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1997年10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 2000年11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

2【投資方針】

（1）【投資方針】

●新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。

■投資プロセス■

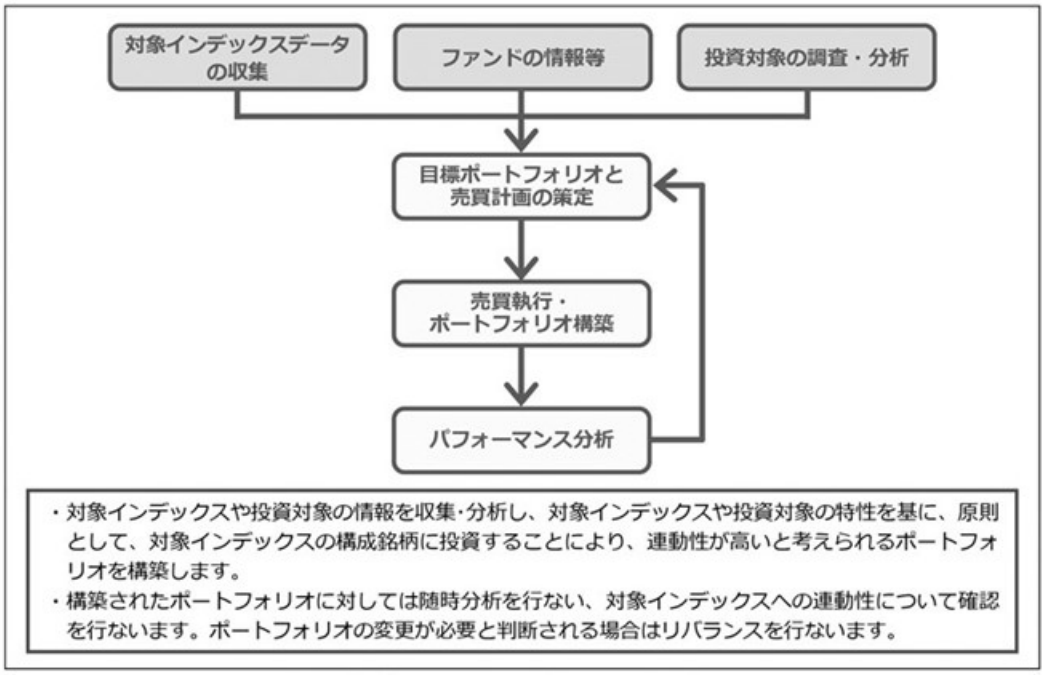


＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■指数の著作権等について■

MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。
MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

●MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

新興国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも

のをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

(ｉ)委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

（ⅱ）委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

(参考)マザーファンドの概要

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1)投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

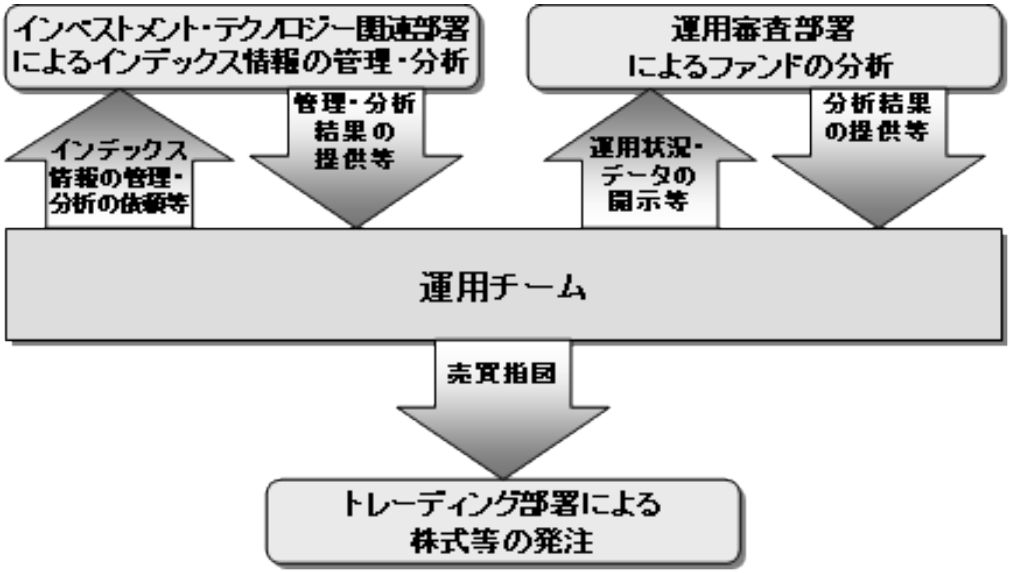


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程 並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

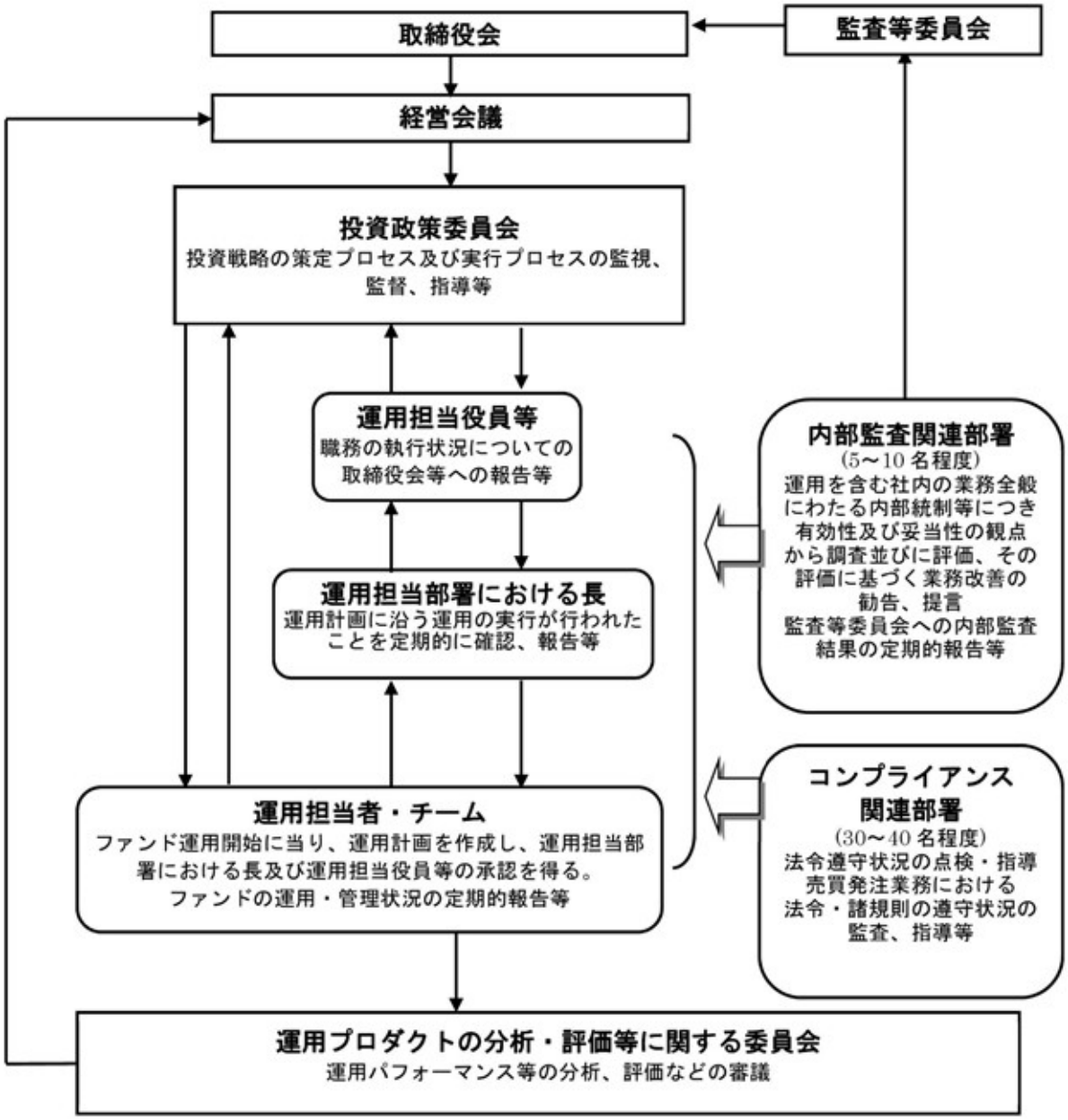


≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年６月３日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2．運用方法　(3) 投資制限（信託約款）

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ⅱ）前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をするこ

とができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。)。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅳ)第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

（ⅱ）前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ⅲ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧直物為替先渡取引の運用指図（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨資金の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の（ⅰ）の数が（ⅱ）の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

（ⅰ）委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

（ⅱ）当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

**≪基準価額の変動要因≫**

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します**。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［株価変動リスク］

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［為替変動リスク］

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

**≪その他の留意点≫**

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能

の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

**リスク管理関連の委員会**

**◆パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

**◆運用リスクの管理**

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

**リスク管理体制図**

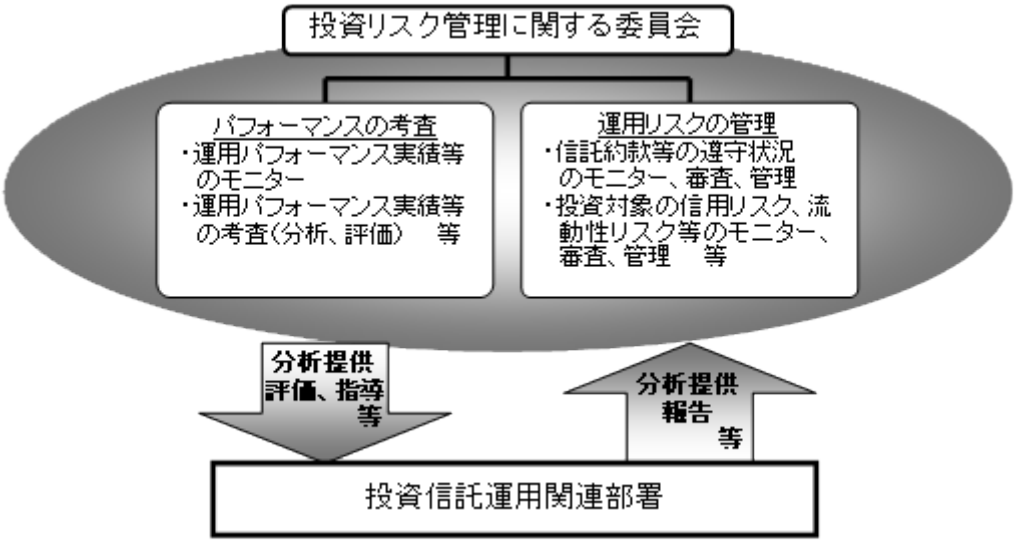


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較（2020年1月末～2024年12月末：月次）

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

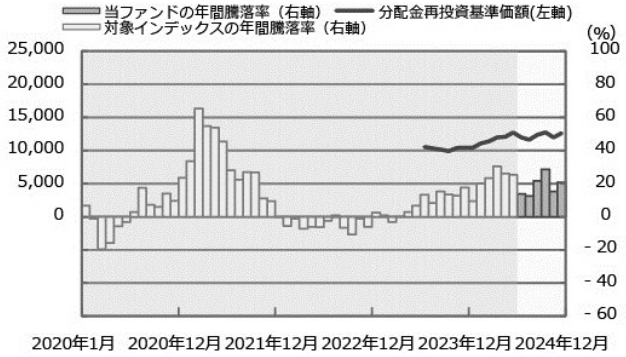


**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

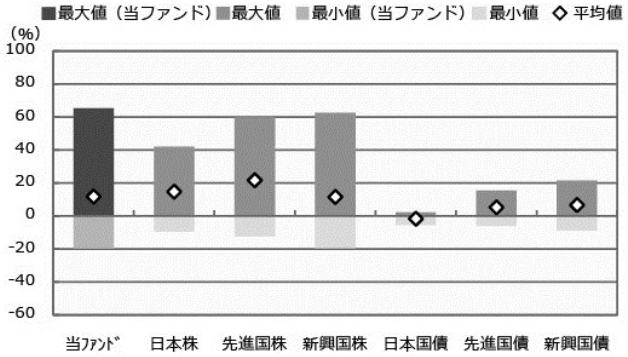


| | 当ﾌｧﾝﾄﾞ | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値（%） | **65.3** | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 2.3 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値（%） | △ **19.6** | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値（%） | **11.7** | 14.7 | 21.7 | 11.7 | △ 1.7 | 5.3 | 6.6 |

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2024年6月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

| | |
|---|---|
| 信託報酬率 | 年 0.1859%（税抜年 0.169%） |

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

| 支払先の配分（税抜）および役務の内容 | |
|---|---|
| ＜委託会社＞<br>ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等 | 年 0.0755% |
| ＜販売会社＞<br>購入後の情報提供、<br>運用報告書等各種書類の送付、<br>口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き等 | 年 0.0755% |
| ＜受託会社＞<br>ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等 | 年 0.018% |

### （4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

**■個人、法人別の課税について■**

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315％および地方税 5％）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315％（国税 15.315％および地方税 5％）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315％の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》(注 2) | 《配当所得》 |
|---|---|---|
| ・特定公社債 (注 1) の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

（注 1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注 2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**■換金(解約)時および償還時の課税について■**

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**■個別元本について■**

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

**■分配金の課税について■**

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

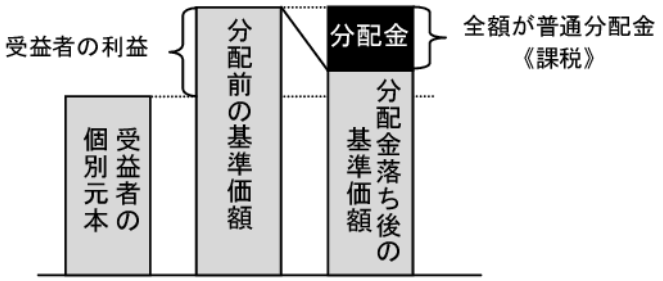


②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

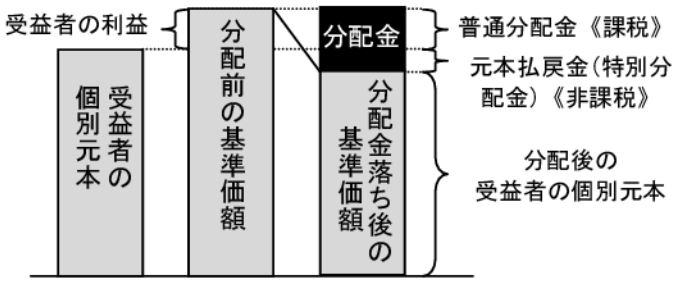


※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊上記は 2024 年 12 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

| | 総経費率（①＋②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|---|
| ファンド | 0.25 | 0.18 | 0.07 |

（2023年7月10日～2024年6月3日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2024 年 12 月 30 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,278,632,944 | 99.99 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 227,623 | 0.00 |
| 合計（純資産総額） | | 2,278,860,567 | 100.00 |

（参考）新興国株式マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 4,385,396,796 | 2.91 |
| | メキシコ | 2,450,119,540 | 1.62 |
| | ブラジル | 5,069,871,399 | 3.36 |
| | チリ | 287,955,447 | 0.19 |
| | コロンビア | 74,838,999 | 0.04 |
| | ギリシャ | 668,096,586 | 0.44 |
| | トルコ | 957,887,321 | 0.63 |
| | チェコ | 180,459,695 | 0.11 |
| | ハンガリー | 358,428,139 | 0.23 |
| | ポーランド | 1,177,576,879 | 0.78 |
| | 香港 | 31,183,052,408 | 20.70 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | マレーシア | 2,161,265,621 | 1.43 |
| | タイ | 2,073,440,978 | 1.37 |
| | フィリピン | 747,186,218 | 0.49 |
| | インドネシア | 2,099,422,535 | 1.39 |
| | 韓国 | 12,878,500,407 | 8.55 |
| | 台湾 | 28,330,400,690 | 18.80 |
| | インド | 27,602,085,064 | 18.32 |
| | カタール | 1,195,915,834 | 0.79 |
| | エジプト | 23,448,809 | 0.01 |
| | 南アフリカ | 4,272,315,517 | 2.83 |
| | アラブ首長国連邦 | 1,938,610,925 | 1.28 |
| | クウェート | 1,056,360,015 | 0.70 |
| | サウジアラビア | 5,929,636,033 | 3.93 |
| | 小計 | 137,102,271,855 | 91.02 |
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 5,606,742,204 | 3.72 |
| 投資証券 | メキシコ | 112,327,485 | 0.07 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 7,794,235,684 | 5.17 |
| 合計（純資産総額） | | 150,615,577,228 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | アメリカ | 7,230,146,803 | 4.80 |
| | 買建 | 香港 | 392,118,729 | 0.26 |

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | 新興国株式マザーファンド | 1,071,843,899 | 2.0512 | 2,198,566,206 | 2.1259 | 2,278,632,944 | 99.99 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.99 |
| 合　　計 | 99.99 |

（参考）新興国株式マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 台湾 | 株式 | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 半導体・ | 2,887,000 | 3,916.58 | 11,307,190,807 | 5,252.92 | 15,165,203,136 | 10.06 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 半導体製造装置 | | | | | | |
| 2 | 香港 | 株式 | TENCENT HOLDINGS LTD | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 761,100 | 7,605.22 | 5,788,333,882 | 8,506.61 | 6,474,382,393 | 4.29 |
| 3 | アメリカ | 投資信託受益証券 | ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF | — | 7,616,100 | 688.68 | 5,245,086,349 | 736.16 | 5,606,742,204 | 3.72 |
| 4 | 韓国 | 株式 | SAMSUNG ELECTRONICS | コンピュータ・周辺機器 | 559,600 | 8,451.77 | 4,729,611,045 | 5,778.12 | 3,233,435,952 | 2.14 |
| 5 | 香港 | 株式 | ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED | 大規模小売り | 1,908,280 | 1,598.89 | 3,051,148,399 | 1,678.29 | 3,202,652,966 | 2.12 |
| 6 | インド | 株式 | HDFC BANK LIMITED | 銀行 | 661,700 | 2,934.07 | 1,941,479,787 | 3,344.74 | 2,213,217,766 | 1.46 |
| 7 | 香港 | 株式 | MEITUAN-CLASS B | ホテル・レストラン・レジャー | 580,240 | 2,447.23 | 1,419,986,236 | 3,152.78 | 1,829,372,549 | 1.21 |
| 8 | インド | 株式 | RELIANCE INDUSTRIES LIMITED | 石油・ガス・消耗燃料 | 713,500 | 2,600.87 | 1,855,721,812 | 2,271.15 | 1,620,467,666 | 1.07 |
| 9 | インド | 株式 | ICICI BANK LTD | 銀行 | 611,000 | 2,098.15 | 1,281,974,159 | 2,432.04 | 1,485,978,273 | 0.98 |
| 10 | 香港 | 株式 | CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 銀行 | 11,269,000 | 108.74 | 1,225,448,923 | 131.85 | 1,485,914,563 | 0.98 |
| 11 | インド | 株式 | INFOSYS LTD | 情報技術サービス | 389,200 | 2,737.08 | 1,065,271,948 | 3,565.15 | 1,387,558,326 | 0.92 |
| 12 | 台湾 | 株式 | HON HAI PRECISION INDUSTRY | 電子装置・機器・部品 | 1,462,649 | 828.62 | 1,211,988,605 | 898.78 | 1,314,600,838 | 0.87 |
| 13 | アメリカ | 株式 | PDD HOLDINGS INC ADR | 大規模小売り | 81,370 | 20,813.43 | 1,693,589,495 | 15,414.64 | 1,254,289,338 | 0.83 |
| 14 | 香港 | 株式 | XIAOMI CORPORATION | コンピュータ・周辺機器 | 1,796,000 | 396.00 | 711,233,836 | 695.97 | 1,249,974,692 | 0.82 |
| 15 | 台湾 | 株式 | MEDIATEK INC | 半導体・半導体製造装置 | 178,538 | 5,367.07 | 958,226,054 | 6,891.45 | 1,230,386,771 | 0.81 |
| 16 | 韓国 | 株式 | SK HYNIX INC | 半導体・半導体製造装置 | 63,750 | 19,024.02 | 1,212,781,360 | 18,776.20 | 1,196,982,750 | 0.79 |
| 17 | サウジアラビア | 株式 | AL RAJHI BANK | 銀行 | 233,400 | 3,402.97 | 794,253,364 | 3,885.16 | 906,796,344 | 0.60 |
| 18 | インド | 株式 | BHARTI AIRTEL LIMITED | 無線通信サービス | 299,100 | 2,468.91 | 738,451,205 | 2,975.72 | 890,038,151 | 0.59 |
| 19 | 香港 | 株式 | IND & COMM BK OF CHINA-H | 銀行 | 8,140,000 | 89.68 | 730,000,795 | 105.16 | 856,008,912 | 0.56 |
| 20 | インド | 株式 | TATA CONSULTANCY SVS LTD | 情報技術サービス | 107,600 | 7,406.19 | 796,906,071 | 7,746.62 | 833,536,420 | 0.55 |
| 21 | 香港 | 株式 | TRIP.COM GROUP LTD | ホテル・レストラン・レジャー | 72,500 | 8,567.27 | 621,127,306 | 11,392.42 | 825,950,450 | 0.54 |
| 22 | サウジアラビア | 株式 | SAUDI ARABIAN OIL CO | 石油・ガス・消耗燃料 | 692,940 | 1,216.40 | 842,893,309 | 1,176.10 | 814,970,545 | 0.54 |
| 23 | 香港 | 株式 | JD.COM, INC. | 大規模小売り | 288,467 | 2,551.17 | 735,930,424 | 2,769.64 | 798,950,319 | 0.53 |
| 24 | 香港 | 株式 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 保険 | 785,500 | 803.93 | 631,491,177 | 944.61 | 741,993,512 | 0.49 |
| 25 | 南アフリカ | 株式 | NASPERS LTD-N SHS | 大規模小売り | 20,180 | 32,438.14 | 654,601,810 | 35,972.93 | 725,933,869 | 0.48 |
| 26 | 香港 | 株式 | BYD CO LTD-H | 自動車 | 122,000 | 4,637.25 | 565,745,009 | 5,575.96 | 680,268,096 | 0.45 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 27 | 香港 | 株式 | BANK OF CHINA LTD-H | 銀行 | 8,330,000 | 74.12 | 617,460,833 | 80.29 | 668,875,676 | 0.44 |
| 28 | 香港 | 株式 | NETEASE, INC. | 娯楽 | 226,650 | 3,122.12 | 707,628,678 | 2,891.92 | 655,454,121 | 0.43 |
| 29 | インドネシア | 株式 | BANK CENTRAL ASIA | 銀行 | 6,490,000 | 92.68 | 601,531,000 | 96.04 | 623,299,600 | 0.41 |
| 30 | インド | 株式 | MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED | 自動車 | 107,200 | 4,214.58 | 451,803,194 | 5,671.97 | 608,035,934 | 0.40 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 国外 | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 5.34 |
| | | メディア | 0.05 |
| | | 娯楽 | 0.89 |
| | | 不動産管理・開発 | 1.45 |
| | | エネルギー設備・サービス | 0.09 |
| | | 石油・ガス・消耗燃料 | 4.05 |
| | | 化学 | 1.40 |
| | | 建設資材 | 0.69 |
| | | 容器・包装 | 0.03 |
| | | 金属・鉱業 | 2.84 |
| | | 紙製品・林産品 | 0.12 |
| | | 航空宇宙・防衛 | 0.51 |
| | | 建設関連製品 | 0.03 |
| | | 建設・土木 | 0.62 |
| | | 電気設備 | 1.11 |
| | | コングロマリット | 1.00 |
| | | 機械 | 0.58 |
| | | 商社・流通業 | 0.08 |
| | | 商業サービス・用品 | 0.02 |
| | | 航空貨物・物流サービス | 0.21 |
| | | 旅客航空輸送 | 0.35 |
| | | 海上運輸 | 0.29 |
| | | 陸上運輸 | 0.12 |
| | | 運送インフラ | 0.64 |
| | | 自動車用部品 | 0.55 |
| | | 自動車 | 2.79 |
| | | 家庭用耐久財 | 0.37 |
| | | 繊維・アパレル・贅沢品 | 0.73 |
| | | ホテル・レストラン・レジャー | 2.72 |
| | | 大規模小売り | 4.22 |
| | | 専門小売り | 0.64 |
| | | 生活必需品流通・小売り | 1.09 |
| | | 飲料 | 0.86 |
| | | 食品 | 1.21 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | タバコ | 0.34 |
| | | 家庭用品 | 0.03 |
| | | パーソナルケア用品 | 0.54 |
| | | ヘルスケア機器・用品 | 0.08 |
| | | ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 0.66 |
| | | バイオテクノロジー | 0.67 |
| | | 医薬品 | 1.15 |
| | | 銀行 | 16.40 |
| | | 金融サービス | 1.08 |
| | | 保険 | 2.81 |
| | | 情報技術サービス | 2.35 |
| | | ソフトウェア | 0.15 |
| | | 通信機器 | 0.23 |
| | | コンピュータ・周辺機器 | 4.69 |
| | | 電子装置・機器・部品 | 2.23 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 12.83 |
| | | 各種電気通信サービス | 1.10 |
| | | 無線通信サービス | 1.50 |
| | | 電力 | 1.00 |
| | | ガス | 0.31 |
| | | 総合公益事業 | 0.10 |
| | | 水道 | 0.12 |
| | | 消費者金融 | 0.65 |
| | | 資本市場 | 0.65 |
| | | 各種消費者サービス | 0.17 |
| | | 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 0.82 |
| | | ライフサイエンス・ツール/サービス | 0.38 |
| | | その他の業種 | 0.00 |
| 投資信託受益証券 | — | — | 3.72 |
| 投資証券 | — | — | 0.07 |
| 合　　計 | | | 94.82 |

②【投資不動産物件】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 国／地域 | 取引所 | 名称 | 買建／売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 | 帳簿価額（円） | 評価額 | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | インターコンチネンタル取引所 | MSCI エマージング・マーケット指数先物(2025 年 03 月限) | 買建 | 841 | 米ドル | 46,344,335 | 7,330,746,949 | 45,708,350 | 7,230,146,803 | 4.80 |
| | 香港 | 香港先物取引所 | MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025 年 01 月限) | 買建 | 46 | 米ドル | 2,439,840 | 385,933,891 | 2,478,940 | 392,118,729 | 0.26 |

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

2024 年 12 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1 口当たり純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第 1 計算期間 (2024 年 6 月 3 日) | 731 | 731 | 1.2009 | 1.2009 |
| 2023 年 12 月末日 | 28 | — | 1.0443 | — |
| 2024 年 1 月末日 | 100 | — | 1.0423 | — |
| 2 月末日 | 220 | — | 1.1064 | — |
| 3 月末日 | 366 | — | 1.1395 | — |
| 4 月末日 | 545 | — | 1.1956 | — |
| 5 月末日 | 732 | — | 1.2052 | — |
| 6 月末日 | 971 | — | 1.2714 | — |
| 7 月末日 | 1,115 | — | 1.1971 | — |
| 8 月末日 | 1,294 | — | 1.1644 | — |
| 9 月末日 | 1,600 | — | 1.2343 | — |
| 10 月末日 | 1,868 | — | 1.2741 | — |
| 11 月末日 | 1,963 | — | 1.1978 | — |
| 12 月末日 | 2,278 | — | 1.2617 | — |

②【分配の推移】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

| | 計算期間 | 1 口当たりの分配金 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 第１計算期間 | 2023 年 7 月 10 日～2024 年 6 月 3 日 | 0.0000 円 |

③【収益率の推移】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第１計算期間 | 2023 年 7 月 10 日～2024 年 6 月 3 日 | 20.1% |
| 第２期（中間期） | 2024 年 6 月 4 日～2024 年 12 月 3 日 | △0.1% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第１計算期間 | 2023 年 7 月 10 日～2024 年 6 月 3 日 | 625,044,676 | 16,181,732 | 608,862,944 |
| 第２期（中間期） | 2024 年 6 月 4 日～2024 年 12 月 3 日 | 1,091,213,308 | 58,859,017 | 1,641,217,235 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

# 運用実績（2024年12月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

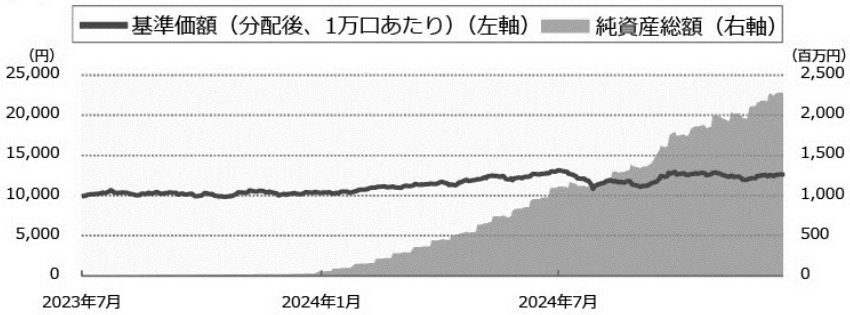


## 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

| | |
|---|---|
| 2024年6月 | 0 円 |
| -- | -- |
| -- | -- |
| -- | -- |
| -- | -- |
| 設定来累計 | 0 円 |

## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 半導体・半導体製造装置 | 10.1 |
| 2 | TENCENT HOLDINGS LTD | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 4.3 |
| 3 | ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF | ― | 3.7 |
| 4 | SAMSUNG ELECTRONICS | コンピュータ・周辺機器 | 2.1 |
| 5 | ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED | 大規模小売り | 2.1 |
| 6 | HDFC BANK LIMITED | 銀行 | 1.5 |
| 7 | MEITUAN-CLASS B | ホテル・レストラン・レジャー | 1.2 |
| 8 | RELIANCE INDUSTRIES LIMITED | 石油・ガス・消耗燃料 | 1.1 |
| 9 | ICICI BANK LTD | 銀行 | 1.0 |
| 10 | CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 銀行 | 1.0 |

実質的な国/地域別投資比率（上位）

| 順位 | 国/地域 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 1 | 香港 | 20.7 |
| 2 | 台湾 | 18.8 |
| 3 | インド | 18.3 |
| 4 | 韓国 | 8.5 |
| 5 | アメリカ | 6.6 |

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

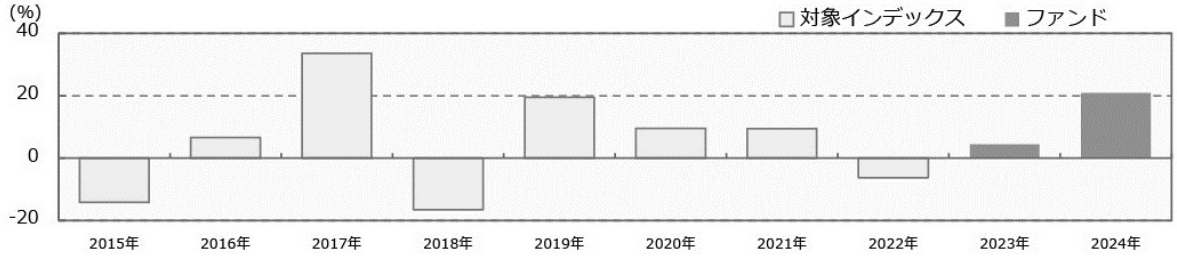


・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2015年から2022年は対象インデックスの年間収益率。（出所：MSCI）
・2023年は設定日（2023年7月10日）から年末までの収益率。
・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかの条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

・申込日当日が香港取引決済所の休業日の場合
・申込日翌営業日が香港取引決済所の休業日の場合
・申込日当日が５月３日の前営業日または前々営業日に該当する場合
・申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合

(4)販売単位

１口単位または１円単位（当初元本１口＝1円）（分配金を再投資する場合には１口単位）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止そ

の他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)**

**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ**　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(5)換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**
**サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)**
**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**
**インターネットホームページ**　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|---|---|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。 |

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**
**サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)**
**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**
**インターネットホームページ**　https://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2023 年 7 月 10 日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年 6 月 4 日から翌年 6 月 3 日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅲ）上記（ⅰ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅰ）から（ⅲ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ⅴ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅵ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務

を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間（2023 年 7 月 10 日から 2024 年 6 月 3 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年8月９日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているはじめてのNISA・新興国株式インデックスの２０２３年７月１０日から２０２４年６月３日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、はじめてのNISA・新興国株式インデックスの２０２４年６月３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第１期<br>(2024年 6月 3日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 841,374 |
| 親投資信託受益証券 | 731,095,457 |
| 未収利息 | 1 |
| 流動資産合計 | 731,936,832 |
| 資産合計 | 731,936,832 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 500,238 |
| 未払受託者報酬 | 28,050 |
| 未払委託者報酬 | 235,246 |
| その他未払費用 | 4,628 |
| 流動負債合計 | 768,162 |
| 負債合計 | 768,162 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 608,862,944 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 122,305,726 |
| (分配準備積立金) | 43,167,518 |
| 元本等合計 | 731,168,670 |
| 純資産合計 | 731,168,670 |
| 負債純資産合計 | 731,936,832 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第１期<br>自　2023年 7月 10日<br>至　2024年 6月 3日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 84 |
| 有価証券売買等損益 | 44,245,607 |
| 営業収益合計 | 44,245,691 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 2 |
| 受託者報酬 | 29,394 |
| 委託者報酬 | 246,400 |

| | |
|---|---|
| その他費用 | 4,844 |
| 営業費用合計 | 280,640 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 43,965,051 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 43,965,051 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 43,965,051 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 797,533 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 80,142,628 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 80,142,628 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,004,420 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,004,420 |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 122,305,726 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| 2.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4.その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 7月10日から2024年 6月 3日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 第1期<br>2024年 6月 3日現在 | |
|---|---|
| 1.　計算期間の末日における受益権の総数 | 608,862,944口 |
| 2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.2009円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (12,009円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期
自 2023年 7月10日
至 2024年 6月 3日

1.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,502,855円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 38,664,663円 |
| 収益調整金額 | C | 79,138,208円 |
| 分配準備積立金額 | D | 0円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 122,305,726円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 608,862,944口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 2,008円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 0円 |

2．追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第1期<br>自 2023年 7月10日<br>至 2024年 6月 3日 |
|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。<br>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>3.金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第1期<br>2024年 6月 3日現在 |
|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>２．時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第1期<br>自 2023年 7月10日<br>至 2024年 6月 3日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

１ 元本の移動

| 第1期<br>自 2023年 7月10日<br>至 2024年 6月 3日 | |
|---|---|
| 期首元本額 | －円 |
| 期中追加設定元本額 | 625,044,676円 |
| 期中一部解約元本額 | 16,181,732円 |

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第1期 |
|---|---|

| | 自 2023年 7月10日<br>至 2024年 6月 3日 |
|---|---|
| | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 44,197,093 |
| 合計 | 44,197,093 |

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年6月3日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

（単位:円）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 新興国株式マザーファンド | 361,695,670 | 731,095,457 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：100.0% | 361,695,670 | 731,095,457<br>100.0% | |
| 合計 | | | | 731,095,457 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | (2024年 6月 3日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 2,952,490,255 |
| コール・ローン | 122,921,588 |
| 株式 | 119,704,935,314 |
| 投資信託受益証券 | 4,670,302,150 |
| 投資証券 | 134,408,217 |
| 派生商品評価勘定 | 2,628,405 |
| 未収入金 | 1,114,887 |

| | |
|---|---|
| 未収配当金 | 193,258,734 |
| 未収利息 | 276 |
| 差入委託証拠金 | 3,618,590,474 |
| 流動資産合計 | 131,400,650,300 |
| 資産合計 | 131,400,650,300 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 161,753,351 |
| 未払金 | 64,964,753 |
| 未払解約金 | 15,125,681 |
| その他未払費用 | 4,385,000 |
| 流動負債合計 | 246,228,785 |
| 負債合計 | 246,228,785 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 64,885,136,301 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 66,269,285,214 |
| 元本等合計 | 131,154,421,515 |
| 純資産合計 | 131,154,421,515 |
| 負債純資産合計 | 131,400,650,300 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>投資証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>先物取引<br>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | 為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 2024年 6月 3日現在 | |
|---|---|
| １．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 | |
| １口当たり純資産額 | 2.0213円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (20,213円) |

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

| 自 2023年 7月10日<br>至 2024年 6月 3日 |
|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。<br>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。<br>当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。<br>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。<br>3.金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 2024年 6月 3日現在 |
|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>２．時価の算定方法<br>株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>投資証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2024年 6月 3日現在 | |
|---|---|
| 期首 | 2023年 7月 10日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 58,122,596,600円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 14,210,216,616円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 7,447,676,915円 |
| 期末元本額 | 64,885,136,301円 |
| 期末元本額の内訳＊ | |
| 野村資産設計ファンド２０１５ | 14,271,720円 |
| 野村資産設計ファンド２０２０ | 16,078,898円 |
| 野村資産設計ファンド２０２５ | 24,755,513円 |
| 野村資産設計ファンド２０３０ | 43,163,252円 |
| 野村資産設計ファンド２０３５ | 44,573,311円 |
| 野村資産設計ファンド２０４０ | 80,212,470円 |
| 野村資産設計ファンド２０４５ | 19,274,747円 |
| 野村インデックスファンド・新興国株式 | 3,599,466,830円 |
| ネクストコア | 15,428,239円 |
| 野村インデックスファンド・海外５資産バランス | 534,895,786円 |
| 野村資産設計ファンド２０５０ | 21,200,071円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型 | 3,817,577円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型 | 3,020,251円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型 | 2,682,194円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型 | 2,722,909円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅠ） | 1,309,076円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅡ） | 1,401,735円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅢ） | 13,088,255円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅣ） | 6,537,113円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅤ） | 23,011,062円 |
| 野村つみたて外国株投信 | 7,715,709,924円 |
| 野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け） | 682,493,226円 |
| 野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け） | 2,173,502,497円 |
| 世界６資産分散ファンド | 141,500,507円 |
| 野村資産設計ファンド２０６０ | 21,460,700円 |
| はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー） | 764,628,541円 |
| はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス | 361,695,670円 |
| ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信 | 1,277,022,496円 |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式 | 3,539,100,488円 |
| 野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 2,716,082円 |
| ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用） | 1,972,839,987円 |
| 野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用） | 530,240円 |
| 野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 40,719,143,894円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド | 823,503,145円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド） | 46,620,126円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０ | 31,410,100円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０ | 34,523,034円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０ | 26,104,311円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０ | 22,809,061円 |
| 多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け） | 56,911,263円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2024年６月３日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 米ドル | INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD | 85,000 | 1.84 | 156,400.00 | |
| | | NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S | 7,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PJSC GAZPROM-ADR | 456,300 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PJSC LUKOIL | 32,050 | 0.00 | 0.00 | |
| | | ROSNEFT OJSC - GDR | 83,900 | 0.00 | 0.00 | |
| | | SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR | 103,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | TATNEFT-SPONSORED ADR | 19,100 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PHOSAGRO PJSC | 4,007 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PHOSAGRO PJSC-GDR | 78 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PHOSAGRO PJSC-GDR REG S | 1 | 0.00 | 0.00 | |
| | | CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR | 21,600 | 17.90 | 386,640.00 | |
| | | NOVOLIPETSK STEEL PJSC | 103,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PJSC ALROSA | 176,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR | 48,600 | 0.00 | 0.00 | |
| | | POLYUS PJSC | 2,355 | 0.00 | 0.00 | |
| | | SEVERSTAL-GDR REG S | 15,800 | 0.00 | 0.00 | |
| | | SOUTHERN COPPER CORP | 9,273 | 118.63 | 1,100,055.99 | |
| | | QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR | 16,280 | 46.70 | 760,276.00 | |
| | | ZTO EXPRESS CAYMAN INC | 45,100 | 22.79 | 1,027,829.00 | |
| | | NIO INC ADR | 140,400 | 5.39 | 756,756.00 | |
| | | H WORLD GROUP LTD-ADR | 23,300 | 37.23 | 867,459.00 | |
| | | YUM CHINA HOLDINGS INC | 45,900 | 35.76 | 1,641,384.00 | |
| | | OZON HOLDINGS PLC - ADR | 5,300 | 0.00 | 0.00 | |
| | | PDD HOLDINGS INC ADR | 64,740 | 149.78 | 9,696,757.20 | |
| | | VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS | 37,900 | 16.07 | 609,053.00 | |
| | | X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR | 11,500 | 0.00 | 0.00 | |
| | | LEGEND BIOTECH CORP-ADR | 7,400 | 40.01 | 296,074.00 | |
| | | BANCO DE CHILE-ADR | 27,700 | 23.68 | 655,936.00 | |
| | | BANCO SANTANDER CHILE-ADR | 19,600 | 18.88 | 370,048.00 | |
| | | BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR | 10,030 | 35.46 | 355,663.80 | |
| | | COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG | 260,036 | 1.59 | 413,457.24 | |
| | | CREDICORP LTD | 7,450 | 165.32 | 1,231,634.00 | |
| | | PJSC SBERBANK OF RUSSIA | 811,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | STATE BANK OF INDIA-GDR | 19,330 | 100.60 | 1,944,598.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TCS GROUP HOLDING-REG S | 9,300 | 0.00 | 0.00 | |
| | | VTB BANK JSC | 175,780,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD | 45,240 | 2.17 | 98,351.76 | |
| | | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | 28,650 | 0.00 | 0.00 | |
| | | ENEL CHILE SA-ADR | 73,000 | 2.94 | 214,620.00 | |
| | | INTER RAO UES PJSC | 3,660,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | QIFU TECHNOLOGY INC-ADR | 12,100 | 19.32 | 233,772.00 | |
| | | MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC | 133,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | TAL EDUCATION GROUP-ADR | 50,000 | 11.36 | 568,000.00 | |
| | | IQIYI INC-ADR | 41,500 | 4.63 | 192,145.00 | |
| | | TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR | 82,700 | 14.45 | 1,195,015.00 | |
| | | AUTOHOME INC-ADR | 7,500 | 28.40 | 213,000.00 | |
| | | KANZHUN LTD | 27,000 | 21.25 | 573,750.00 | |
| | | VK CO LTD GDR | 7,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | KE HOLDINGS INC ADR | 73,400 | 16.97 | 1,245,598.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：49 | | | 26,804,272.99 | |
| | | | | | (4,213,095,628) | |
| | | 組入時価比率：3.2% | | | 3.5% | |
| | メキシコペソ | ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV | 93,958 | 27.66 | 2,598,878.28 | |
| | | CEMEX SAB - CPO | 1,652,985 | 12.77 | 21,108,618.45 | |
| | | GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B | 348,983 | 104.88 | 36,601,337.04 | |
| | | INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV | 26,310 | 268.52 | 7,064,761.20 | |
| | | ALFA S.A.B.-A | 319,000 | 11.80 | 3,764,200.00 | |
| | | GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1 | 65,000 | 131.06 | 8,518,900.00 | |
| | | GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B | 18,900 | 570.56 | 10,783,584.00 | |
| | | GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT | 29,000 | 173.20 | 5,022,800.00 | |
| | | GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH | 45,300 | 319.23 | 14,461,119.00 | |
| | | PROMOTORA Y OPERADORA DE INF | 18,600 | 186.27 | 3,464,622.00 | |
| | | WALMART DE MEXICO-SER V | 550,000 | 63.79 | 35,084,500.00 | |
| | | ARCA CONTINENTAL SAB DE CV | 58,000 | 173.06 | 10,037,480.00 | |
| | | COCA-COLA FEMSA SAB DE CV | 52,000 | 158.31 | 8,232,120.00 | |
| | | FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD | 211,600 | 194.54 | 41,164,664.00 | |
| | | GRUMA S.A.B.-B | 21,900 | 329.30 | 7,211,670.00 | |
| | | GRUPO BIMBO SAB-SERIES A | 157,000 | 63.89 | 10,030,730.00 | |
| | | KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A | 143,000 | 35.59 | 5,089,370.00 | |
| | | BANCO DEL BAJIO SA | 68,000 | 58.63 | 3,986,840.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | GRUPO FINANCIERO BANORTE-O | 281,000 | 161.37 | 45,344,970.00 | |
| | | GRUPO FINANCIERO INBURSA-O | 209,000 | 45.59 | 9,528,310.00 | |
| | | OPERADORA DE SITES MEX- A-1 | 111,000 | 17.67 | 1,961,370.00 | |
| | | AMERICA MOVIL SAB DE CV | 1,961,000 | 15.72 | 30,826,920.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：22<br>組入時価比率：2.3% | | | 321,887,763.97<br>(2,985,315,878)<br>2.5% | |
| | レアル | COSAN SA | 136,000 | 13.62 | 1,852,320.00 | |
| | | PETROBRAS - PETROLEO BRAS | 403,000 | 40.70 | 16,402,100.00 | |
| | | PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR | 516,000 | 38.79 | 20,015,640.00 | |
| | | PRIO SA | 85,700 | 41.61 | 3,565,977.00 | |
| | | ULTRAPAR PARTICIPACOES | 86,000 | 23.17 | 1,992,620.00 | |
| | | KLABIN SA-UNIT | 83,600 | 20.32 | 1,698,752.00 | |
| | | CIA SIDERURGICA NACIONAL SA | 81,000 | 13.08 | 1,059,480.00 | |
| | | GERDAU SA PFD NPV | 141,120 | 18.11 | 2,555,683.20 | |
| | | VALE SA | 368,652 | 63.20 | 23,298,806.40 | |
| | | SUZANO SA | 87,960 | 48.70 | 4,283,652.00 | |
| | | WEG SA | 191,448 | 37.55 | 7,188,872.40 | |
| | | LOCALIZA RENT A CAR | 106,595 | 42.73 | 4,554,804.35 | |
| | | RUMO SA | 123,000 | 19.71 | 2,424,330.00 | |
| | | CCR SA | 121,000 | 12.04 | 1,456,840.00 | |
| | | LOJAS RENNER S.A. | 88,974 | 13.12 | 1,167,338.88 | |
| | | VIBRA ENERGIA SA | 138,000 | 21.54 | 2,972,520.00 | |
| | | ATACADAO SA | 54,000 | 9.92 | 535,680.00 | |
| | | RAIA DROGASIL SA | 153,980 | 25.07 | 3,860,278.60 | |
| | | SENDAS DISTRIBUIDORA SA | 136,000 | 12.18 | 1,656,480.00 | |
| | | AMBEV SA | 518,956 | 11.56 | 5,999,131.36 | |
| | | BRF SA | 83,000 | 18.58 | 1,542,140.00 | |
| | | JBS SA | 74,600 | 28.84 | 2,151,464.00 | |
| | | NATURA &CO HOLDING SA | 92,500 | 14.85 | 1,373,625.00 | |
| | | HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS | 515,987 | 3.99 | 2,058,788.13 | |
| | | REDE D'OR SAO LUIZ SA | 65,300 | 27.46 | 1,793,138.00 | |
| | | HYPERA SA | 33,000 | 27.15 | 895,950.00 | |
| | | BANCO BRADESCO S.A. | 156,953 | 11.45 | 1,797,111.85 | |
| | | BANCO BRADESCO SA - PREF | 588,042 | 12.67 | 7,450,492.14 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | BANCO DO BRASIL SA | 182,000 | 27.12 | 4,935,840.00 | |
| | | ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF | 515,991 | 31.03 | 16,011,200.73 | |
| | | ITAUSA SA | 583,018 | 9.73 | 5,672,765.14 | |
| | | BB SEGURIDADE PARTICIPACOES | 87,000 | 32.30 | 2,810,100.00 | |
| | | CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO | 81,000 | 14.87 | 1,204,470.00 | |
| | | TOTVS SA | 61,000 | 28.72 | 1,751,920.00 | |
| | | TELEFONICA BRASIL S.A. | 41,005 | 43.30 | 1,775,516.50 | |
| | | TIM SA | 82,952 | 15.86 | 1,315,618.72 | |
| | | CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B | 29,000 | 39.13 | 1,134,770.00 | |
| | | CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER | 137,400 | 34.79 | 4,780,146.00 | |
| | | CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF | 176,783 | 9.95 | 1,758,990.85 | |
| | | COMPANHIA PARANAENSE-PREF B | 95,000 | 9.08 | 862,600.00 | |
| | | CPFL ENERGIA SA | 18,400 | 34.10 | 627,440.00 | |
| | | ENERGISA SA-UNITS | 35,700 | 45.71 | 1,631,847.00 | |
| | | EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD | 111,000 | 29.23 | 3,244,530.00 | |
| | | CIA SANEAMENTO BASICO DE SP | 40,600 | 73.86 | 2,998,716.00 | |
| | | B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO | 596,999 | 10.70 | 6,387,889.30 | |
| | | BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT | 129,000 | 31.59 | 4,075,110.00 | |
| | | ENEVA SA | 84,000 | 12.43 | 1,044,120.00 | |
| | | ENGIE BRASIL SA | 16,600 | 43.34 | 719,444.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：48<br>組入時価比率：4.4% | | | 192,347,049.55<br>(5,761,717,399)<br>4.8% | |
| | チリペソ | EMPRESAS COPEC SA | 33,400 | 7,619.50 | 254,491,300.00 | |
| | | EMPRESAS CMPC SA | 119,000 | 1,921.10 | 228,610,900.00 | |
| | | LATAM AIRLINES GROUP SA | 18,116,000 | 12.35 | 223,732,600.00 | |
| | | CIA SUD AMERICANA VAPORES | 1,226,200 | 59.47 | 72,922,114.00 | |
| | | S.A.C.I. FALABELLA | 94,000 | 2,781.00 | 261,414,000.00 | |
| | | CENCOSUD SA | 126,000 | 1,723.90 | 217,211,400.00 | |
| | | BANCO DE CREDITO E INVERSION | 8,134 | 26,050.00 | 211,890,700.00 | |
| | | ENEL AMERICAS SA | 2,325,000 | 90.80 | 211,110,000.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：8<br>組入時価比率：0.2% | | | 1,681,383,014.00<br>(287,827,551)<br>0.2% | |
| | コロンビアペソ | BANCOLOMBIA SA | 28,900 | 35,900.00 | 1,037,510,000.00 | |
| | | INTERCONEXION ELECTRICA SA | 60,000 | 19,140.00 | 1,148,400,000.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 小計 | 銘柄数：2<br>組入時価比率：0.1% | | | 2,185,910,000.00<br>(88,800,407)<br>0.1% | |
| | ユーロ | MOTOR OIL (HELLAS) SA | 5,900 | 26.06 | 153,754.00 | |
| | | MYTILINEOS S.A. | 12,000 | 36.62 | 439,440.00 | |
| | | FF GROUP | 2,030 | 0.00 | 0.00 | |
| | | OPAP SA | 20,200 | 14.65 | 295,930.00 | |
| | | JUMBO SA | 10,732 | 26.40 | 283,324.80 | |
| | | ALPHA SERVICES AND HOLDINGS | 283,000 | 1.55 | 438,933.00 | |
| | | EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS | 295,000 | 2.01 | 593,540.00 | |
| | | NATIONAL BANK OF GREECE | 77,700 | 7.98 | 620,046.00 | |
| | | PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A. | 121,000 | 3.60 | 436,568.00 | |
| | | HELLENIC TELECOM | 18,000 | 13.44 | 241,920.00 | |
| | | PUBLIC POWER CORP | 20,000 | 11.22 | 224,400.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：11<br>組入時価比率：0.5% | | | 3,727,855.80<br>(636,046,756)<br>0.5% | |
| | トルコリラ | TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE | 116,700 | 176.70 | 20,620,890.00 | |
| | | SASA POLYESTER SANAYI | 89,699 | 43.98 | 3,944,962.02 | |
| | | EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK | 116,000 | 47.94 | 5,561,040.00 | |
| | | ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI | 124,920 | 58.65 | 7,326,558.00 | |
| | | KOC HLDGS | 85,000 | 238.20 | 20,247,000.00 | |
| | | TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS | 150,000 | 49.66 | 7,449,000.00 | |
| | | PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS | 29,325 | 201.80 | 5,917,785.00 | |
| | | TURK HAVA YOLLARI AO | 64,000 | 302.75 | 19,376,000.00 | |
| | | FORD OTOMOTIVE SANAYI AS | 6,200 | 1,093.00 | 6,776,600.00 | |
| | | TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA | 12,000 | 308.75 | 3,705,000.00 | |
| | | BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS | 45,000 | 480.00 | 21,600,000.00 | |
| | | COCA-COLA ICECEK AS | 7,600 | 761.50 | 5,787,400.00 | |
| | | AKBANK T.A.S | 325,000 | 66.40 | 21,580,000.00 | |
| | | HACI OMER SABANCI HOLDING | 132,000 | 97.70 | 12,896,400.00 | |
| | | TURKIYE IS BANKASI AS-C | 959,980 | 16.11 | 15,465,277.80 | |
| | | YAPI VE KREDI BANKASI A.S. | 417,000 | 32.32 | 13,477,440.00 | |
| | | TURKCELL ILETISIM HIZMET AS | 117,000 | 99.60 | 11,653,200.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：17 | | | 203,384,552.82<br>(994,123,355) | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 組入時価比率：0.8% | | | 0.8% | |
| | チェココルナ | KOMERCNI BANKA AS | 9,050 | 778.00 | 7,040,900.00 | |
| | | MONETA MONEY BANK AS | 42,000 | 99.60 | 4,183,200.00 | |
| | | CEZ AS | 15,500 | 948.50 | 14,701,750.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：3 | | | 25,925,850.00 | |
| | | | | | (179,264,289) | |
| | | 組入時価比率：0.1% | | | 0.1% | |
| | フォリント | MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC | 37,500 | 2,790.00 | 104,625,000.00 | |
| | | RICHTER GEDEON NYRT | 16,200 | 9,100.00 | 147,420,000.00 | |
| | | OTP BANK NYRT | 25,700 | 17,310.00 | 444,867,000.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：3 | | | 696,912,000.00 | |
| | | | | | (305,434,925) | |
| | | 組入時価比率：0.2% | | | 0.3% | |
| | ズロチ | ORLEN SA | 59,587 | 63.57 | 3,787,945.59 | |
| | | KGHM POLSKA MIEDZ S.A. | 13,800 | 151.70 | 2,093,460.00 | |
| | | BUDIMEX | 900 | 747.50 | 672,750.00 | |
| | | LPP SA | 130 | 17,340.00 | 2,254,200.00 | |
| | | ALLEGRO.EU SA | 62,200 | 37.77 | 2,349,605.00 | |
| | | DINO POLSKA SA | 4,910 | 392.10 | 1,925,211.00 | |
| | | BANK PEKAO SA | 20,600 | 160.00 | 3,296,000.00 | |
| | | MBANK | 2,040 | 626.00 | 1,277,040.00 | |
| | | PKO BANK POLSKI SA | 97,200 | 59.36 | 5,769,792.00 | |
| | | SANTANDER BANK POLSKA SA | 4,180 | 504.40 | 2,108,392.00 | |
| | | POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE | 63,600 | 50.00 | 3,180,000.00 | |
| | | POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA | 73,000 | 6.77 | 494,502.00 | |
| | | CD PROJEKT RED SA | 8,000 | 130.30 | 1,042,400.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：13 | | | 30,251,297.59 | |
| | | | | | (1,207,737,679) | |
| | | 組入時価比率：0.9% | | | 1.0% | |
| | 香港ドル | CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY | 367,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H | 204,000 | 8.33 | 1,699,320.00 | |
| | | CHINA COAL ENERGY CO-H | 270,000 | 9.85 | 2,659,500.00 | |
| | | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | 2,750,900 | 4.96 | 13,644,464.00 | |
| | | CHINA SHENHUA ENERGY CO - H | 374,000 | 37.95 | 14,193,300.00 | |
| | | COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H | 126,000 | 11.02 | 1,388,520.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| PETROCHINA CO LTD-H | 2,230,000 | 7.97 | 17,773,100.00 | |
| YANKUANG ENERGY GROUP CO-H | 259,000 | 19.52 | 5,055,680.00 | |
| GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD | 48,440 | 21.55 | 1,043,882.00 | |
| ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H | 138,000 | 19.34 | 2,668,920.00 | |
| CHINA NATIONAL BUILDING MA-H | 393,000 | 3.13 | 1,230,090.00 | |
| ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H | 490,000 | 5.84 | 2,861,600.00 | |
| CHINA HONGQIAO GROUP LTD | 357,000 | 12.90 | 4,605,300.00 | |
| CMOC GROUP LTD-H | 405,000 | 7.21 | 2,920,050.00 | |
| JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H | 98,000 | 16.88 | 1,654,240.00 | |
| MMG LTD | 332,000 | 3.82 | 1,268,240.00 | |
| SHANDONG GOLD MINING CO LTD | 60,000 | 16.80 | 1,008,000.00 | |
| ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H | 169,000 | 13.76 | 2,325,440.00 | |
| ZIJIN MINING GROUP CO-H | 623,000 | 16.54 | 10,304,420.00 | |
| AVICHINA INDUSTRY&TECH-H | 202,000 | 3.54 | 715,080.00 | |
| CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H | 174,400 | 3.77 | 657,488.00 | |
| CHINA RAILWAY GROUP LTD-H | 420,000 | 4.20 | 1,764,000.00 | |
| CHINA STATE CONSTRUCTION INT | 227,250 | 10.36 | 2,354,310.00 | |
| CITIC LTD | 688,000 | 7.90 | 5,435,200.00 | |
| FOSUN INTERNATIONAL LIMITED | 225,940 | 4.38 | 989,617.20 | |
| CRRC CORP LTD-H | 550,000 | 4.68 | 2,574,000.00 | |
| HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS | 57,000 | 23.85 | 1,359,450.00 | |
| SINOTRUK HONG KONG LTD | 68,000 | 18.14 | 1,233,520.00 | |
| WEICHAI POWER CO LTD-H | 214,800 | 13.98 | 3,002,904.00 | |
| ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H | 55,200 | 30.55 | 1,686,360.00 | |
| BOC AVIATION LTD | 28,100 | 58.00 | 1,629,800.00 | |
| JD LOGISTICS INC | 193,700 | 8.52 | 1,650,324.00 | |
| COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H | 368,000 | 13.06 | 4,806,080.00 | |
| ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD | 13,500 | 132.80 | 1,792,800.00 | |
| CHINA MERCHANTS PORT HOLDING | 182,000 | 11.12 | 2,023,840.00 | |
| JIANGSU EXPRESS CO LTD-H | 148,000 | 8.13 | 1,203,240.00 | |
| ZHEJIANG EXPRESSWAY-H | 157,320 | 5.11 | 803,905.20 | |
| FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD | 62,000 | 44.15 | 2,737,300.00 | |
| BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE | 302,000 | 6.15 | 1,857,300.00 | |
| BYD CO LTD-H | 113,000 | 219.60 | 24,814,800.00 | |
| GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT | 685,000 | 9.47 | 6,486,950.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | GREAT WALL MOTOR COMPANY-H | 273,000 | 13.48 | 3,680,040.00 | |
| | | GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H | 285,890 | 3.25 | 929,142.50 | |
| | | LI AUTO INC | 142,000 | 78.15 | 11,097,300.00 | |
| | | XPENG INC | 152,300 | 32.35 | 4,926,905.00 | |
| | | YADEA GROUP HOLDINGS LTD | 134,000 | 12.48 | 1,672,320.00 | |
| | | ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG | 51,000 | 28.50 | 1,453,500.00 | |
| | | HAIER SMART HOME CO LTD-H | 272,000 | 28.30 | 7,697,600.00 | |
| | | HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD | 38,000 | 35.50 | 1,349,000.00 | |
| | | ANTA SPORTS PRODUCTS LTD | 144,200 | 83.25 | 12,004,650.00 | |
| | | BOSIDENG INTL HLDGS LTD | 350,000 | 4.52 | 1,582,000.00 | |
| | | LI NING CO LTD | 276,000 | 20.35 | 5,616,600.00 | |
| | | SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 96,100 | 78.20 | 7,515,020.00 | |
| | | HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD. | 190,000 | 17.36 | 3,298,400.00 | |
| | | MEITUAN-CLASS B | 549,640 | 105.10 | 57,767,164.00 | |
| | | TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD | 125,600 | 17.86 | 2,243,216.00 | |
| | | TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H | 109,000 | 10.26 | 1,118,340.00 | |
| | | TRIP.COM GROUP LTD | 61,300 | 391.60 | 24,005,080.00 | |
| | | ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED | 1,698,380 | 74.90 | 127,208,662.00 | |
| | | JD.COM, INC. | 253,717 | 113.90 | 28,898,366.30 | |
| | | MINISO GROUP HOLDING LTD | 36,800 | 44.80 | 1,648,640.00 | |
| | | CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD | 14,900 | 62.35 | 929,015.00 | |
| | | CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD | 175,800 | 10.04 | 1,765,032.00 | |
| | | POP MART INTERNATIONAL GROUP | 44,600 | 37.10 | 1,654,660.00 | |
| | | TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD | 202,000 | 5.10 | 1,030,200.00 | |
| | | ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS | 72,000 | 14.14 | 1,018,080.00 | |
| | | ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT | 486,000 | 3.28 | 1,594,080.00 | |
| | | JD HEALTH INTERNATIONAL INC | 106,900 | 26.15 | 2,795,435.00 | |
| | | ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD | 12,300 | 121.77 | 1,497,771.00 | |
| | | CHINA RESOURCES BEER HOLDIN | 173,333 | 31.35 | 5,433,989.55 | |
| | | NONGFU SPRING LTD | 221,000 | 41.60 | 9,193,600.00 | |
| | | TSING TAO BREWERY CO-H | 60,000 | 55.25 | 3,315,000.00 | |
| | | CHINA FEIHE LTD | 405,000 | 3.87 | 1,567,350.00 | |
| | | CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD | 144,000 | 0.00 | 0.00 | |
| | | CHINA MENGNIU DAIRY CO | 365,000 | 14.36 | 5,241,400.00 | |
| | | TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO | 168,000 | 9.55 | 1,604,400.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD | 553,000 | 4.71 | 2,604,630.00 | |
| SMOORE INTERNATIONAL HOLDING | 147,000 | 8.68 | 1,275,960.00 | |
| GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD | 40,000 | 49.45 | 1,978,000.00 | |
| HENGAN INTL GROUP CO LTD | 60,000 | 27.20 | 1,632,000.00 | |
| SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H | 248,000 | 4.56 | 1,130,880.00 | |
| HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO | 39,400 | 32.75 | 1,290,350.00 | |
| SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H | 99,000 | 11.60 | 1,148,400.00 | |
| SINOPHARM GROUP CO-H | 132,400 | 21.20 | 2,806,880.00 | |
| AKESO INC | 66,000 | 44.00 | 2,904,000.00 | |
| BEIGENE LTD | 70,120 | 88.55 | 6,209,126.00 | |
| INNOVENT BIOLOGICS INC | 123,500 | 35.20 | 4,347,200.00 | |
| CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD | 179,500 | 5.79 | 1,039,305.00 | |
| CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED | 1,047,520 | 6.63 | 6,945,057.60 | |
| HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP | 130,000 | 16.06 | 2,087,800.00 | |
| SINO BIOPHARMACEUTICAL | 1,021,500 | 2.84 | 2,901,060.00 | |
| AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 2,980,000 | 3.27 | 9,744,600.00 | |
| BANK OF CHINA LTD-H | 8,600,000 | 3.70 | 31,820,000.00 | |
| BANK OF COMMUNICATIONS CO-H | 940,790 | 5.89 | 5,541,253.10 | |
| CHINA CITIC BANK-H | 1,030,000 | 4.77 | 4,913,100.00 | |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 10,413,000 | 5.54 | 57,688,020.00 | |
| CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H | 257,000 | 2.51 | 645,070.00 | |
| CHINA MERCHANTS BANK-H | 421,192 | 34.80 | 14,657,481.60 | |
| CHINA MINSHENG BANKING-H | 589,800 | 2.96 | 1,745,808.00 | |
| IND & COMM BK OF CHINA-H | 7,050,000 | 4.42 | 31,161,000.00 | |
| POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H | 853,000 | 4.41 | 3,761,730.00 | |
| FAR EAST HORIZON LTD | 154,000 | 6.28 | 967,120.00 | |
| CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 836,000 | 11.08 | 9,262,880.00 | |
| CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 315,000 | 20.40 | 6,426,000.00 | |
| CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING | 103,472 | 8.45 | 874,338.40 | |
| NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H | 72,000 | 15.98 | 1,150,560.00 | |
| PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H | 850,000 | 2.72 | 2,312,000.00 | |
| PICC PROPERTY & CASUALTY -H | 720,420 | 10.16 | 7,319,467.20 | |
| PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 739,500 | 39.55 | 29,247,225.00 | |
| KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD | 366,000 | 8.00 | 2,928,000.00 | |
| BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD | 79,000 | 33.80 | 2,670,200.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ZTE CORP-H | 76,052 | 16.06 | 1,221,395.12 | |
| | | LENOVO GROUP LTD | 874,000 | 11.22 | 9,806,280.00 | |
| | | XIAOMI CORPORATION | 1,665,000 | 17.48 | 29,104,200.00 | |
| | | AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC | 92,000 | 24.05 | 2,212,600.00 | |
| | | SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD | 69,200 | 42.95 | 2,972,140.00 | |
| | | FLAT GLASS GROUP CO LTD | 49,000 | 15.82 | 775,180.00 | |
| | | GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD | 2,705,000 | 1.46 | 3,949,300.00 | |
| | | HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD | 70,000 | 19.40 | 1,358,000.00 | |
| | | XINYI SOLAR HOLDINGS LTD | 468,000 | 5.14 | 2,405,520.00 | |
| | | CHINA TOWER CORP LTD | 5,380,000 | 0.92 | 4,949,600.00 | |
| | | BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD | 49,000 | 27.50 | 1,347,500.00 | |
| | | CHINA GAS HOLDINGS LTD | 318,000 | 7.39 | 2,350,020.00 | |
| | | CHINA RESOURCES GAS GROUP LT | 86,000 | 27.15 | 2,334,900.00 | |
| | | ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 91,600 | 71.70 | 6,567,720.00 | |
| | | KUNLUN ENERGY COMPANY LTD | 448,000 | 8.12 | 3,637,760.00 | |
| | | BEIJING ENTERPRISES WATER GR | 405,000 | 2.49 | 1,008,450.00 | |
| | | GUANGDONG INVESTMENT | 338,000 | 4.42 | 1,493,960.00 | |
| | | CHINA GALAXY SECURITIES CO-H | 460,000 | 4.21 | 1,936,600.00 | |
| | | CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H | 172,400 | 9.30 | 1,603,320.00 | |
| | | CITIC SECURITIES CO LTD-H | 190,050 | 12.14 | 2,307,207.00 | |
| | | GF SECURITIES CO LTD-H | 82,600 | 7.08 | 584,808.00 | |
| | | HAITONG SECURITIES CO LTD-H | 268,000 | 3.84 | 1,029,120.00 | |
| | | HUATAI SECURITIES CO LTD-H | 126,000 | 8.90 | 1,121,400.00 | |
| | | NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY | 165,000 | 63.35 | 10,452,750.00 | |
| | | CGN POWER CO LTD-H | 1,290,000 | 2.99 | 3,857,100.00 | |
| | | CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H | 366,000 | 7.13 | 2,609,580.00 | |
| | | CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT | 490,000 | 3.68 | 1,803,200.00 | |
| | | CHINA RESOURCES POWER HOLDING | 192,000 | 22.15 | 4,252,800.00 | |
| | | HUANENG POWER INTL INC-H | 410,000 | 5.18 | 2,123,800.00 | |
| | | GENSCRIPT BIOTECH CORP | 112,000 | 10.00 | 1,120,000.00 | |
| | | WUXI APPTEC CO LTD | 36,200 | 34.05 | 1,232,610.00 | |
| | | WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC | 382,000 | 11.14 | 4,255,480.00 | |
| | | CHINA LITERATURE LTD | 49,800 | 26.30 | 1,309,740.00 | |
| | | BILIBILI INC | 30,120 | 111.20 | 3,349,344.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | CHINA RUYI HOLDINGS LTD | 776,000 | 2.14 | 1,660,640.00 | |
| | | KINGSOFT CORP LTD | 91,000 | 25.00 | 2,275,000.00 | |
| | | NETEASE, INC. | 209,550 | 137.60 | 28,834,080.00 | |
| | | BAIDU INC-CLASS A | 249,510 | 93.50 | 23,329,185.00 | |
| | | KUAISHOU TECHNOLOGY | 249,600 | 55.45 | 13,840,320.00 | |
| | | TENCENT HOLDINGS LTD | 721,000 | 359.80 | 259,415,800.00 | |
| | | C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD | 73,000 | 15.76 | 1,150,480.00 | |
| | | CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT | 451,000 | 14.74 | 6,647,740.00 | |
| | | CHINA RESOURCES LAND LTD | 364,444 | 28.40 | 10,350,209.60 | |
| | | CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY | 71,000 | 27.20 | 1,931,200.00 | |
| | | CHINA VANKE CO LTD-H | 243,000 | 5.37 | 1,304,910.00 | |
| | | LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD | 187,000 | 12.30 | 2,300,100.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：157<br>組入時価比率：19.1% | | | 1,244,853,843.37<br>(25,021,562,251)<br>21.0% | |
| | リンギ | PETRONAS DAGANGAN BHD | 30,000 | 19.80 | 594,000.00 | |
| | | PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD | 330,000 | 6.71 | 2,214,300.00 | |
| | | PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS | 399,000 | 5.60 | 2,234,400.00 | |
| | | GAMUDA BERHAD | 177,000 | 6.07 | 1,074,390.00 | |
| | | SIME DARBY BERHAD | 220,000 | 2.78 | 611,600.00 | |
| | | MISC BHD | 125,960 | 8.34 | 1,050,506.40 | |
| | | MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD | 121,460 | 9.94 | 1,207,312.40 | |
| | | GENTING BHD | 187,000 | 4.76 | 890,120.00 | |
| | | GENTING MALAYSIA BHD | 229,000 | 2.65 | 606,850.00 | |
| | | MR DIY GROUP M BHD | 361,500 | 1.81 | 654,315.00 | |
| | | IOI CORP | 247,000 | 3.82 | 943,540.00 | |
| | | KUALA LUMPUR KEPONG | 42,400 | 20.86 | 884,464.00 | |
| | | NESTLE (MALAYSIA) BERHAD | 7,300 | 127.60 | 931,480.00 | |
| | | PPB GROUP BERHAD | 90,740 | 14.76 | 1,339,322.40 | |
| | | QL RESOURCES BHD | 119,000 | 6.30 | 749,700.00 | |
| | | SIME DARBY PLANTATION BHD | 238,000 | 4.25 | 1,011,500.00 | |
| | | IHH HEALTHCARE BHD | 260,000 | 6.19 | 1,609,400.00 | |
| | | AMMB HOLDING | 313,000 | 4.25 | 1,330,250.00 | |
| | | CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD | 726,000 | 6.84 | 4,965,840.00 | |
| | | HONG LEONG BANK | 60,960 | 19.26 | 1,174,089.60 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | MALAYAN BANKING | 627,000 | 9.93 | 6,226,110.00 | |
| | | PUBLIC BANK BHD | 1,521,000 | 4.10 | 6,236,100.00 | |
| | | RHB BANK BHD | 125,023 | 5.49 | 686,376.27 | |
| | | INARI AMERTRON BHD | 271,000 | 3.25 | 880,750.00 | |
| | | TELEKOM MALAYSIA | 129,000 | 6.21 | 801,090.00 | |
| | | AXIATA GROUP BERHAD | 346,000 | 2.80 | 968,800.00 | |
| | | CELCOMDIGI BHD | 429,000 | 3.81 | 1,634,490.00 | |
| | | MAXIS BHD | 265,000 | 3.63 | 961,950.00 | |
| | | TENAGA NASIONAL | 302,000 | 13.04 | 3,938,080.00 | |
| | | PETRONAS GAS BERHAD | 91,000 | 18.26 | 1,661,660.00 | |
| | | YTL CORPORATION BERHAD | 400,000 | 3.59 | 1,436,000.00 | |
| | | YTL POWER INTERNATIONAL BHD | 300,000 | 4.91 | 1,473,000.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：32<br>組入時価比率：1.3% | | | 52,981,786.07<br>(1,768,902,891)<br>1.5% | |
| | バーツ | PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR | 164,000 | 154.00 | 25,256,000.00 | |
| | | PTT PCL-NVDR | 1,134,000 | 32.75 | 37,138,500.00 | |
| | | THAI OIL PCL-NVDR | 157,000 | 51.75 | 8,124,750.00 | |
| | | INDORAMA VENTURES PCL-NVDR | 187,967 | 23.10 | 4,342,037.70 | |
| | | PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR | 227,994 | 34.75 | 7,922,791.50 | |
| | | SIAM CEMENT PCL-NVDR | 81,200 | 236.00 | 19,163,200.00 | |
| | | SCG PACKAGING PLC-NVDR | 150,000 | 33.25 | 4,987,500.00 | |
| | | AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR | 459,000 | 65.00 | 29,835,000.00 | |
| | | BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR | 810,000 | 7.85 | 6,358,500.00 | |
| | | ASSET WORLD CORP PCL-NVDR | 700,000 | 3.80 | 2,660,000.00 | |
| | | MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR | 414,978 | 30.75 | 12,760,573.50 | |
| | | CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR | 155,025 | 30.50 | 4,728,262.50 | |
| | | HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR | 579,997 | 9.30 | 5,393,972.10 | |
| | | PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR | 258,000 | 18.10 | 4,669,800.00 | |
| | | CP ALL PCL-NVDR | 650,000 | 57.50 | 37,375,000.00 | |
| | | CP AXTRA PCL-NVDR | 207,000 | 28.75 | 5,951,250.00 | |
| | | CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR | 426,000 | 22.80 | 9,712,800.00 | |
| | | BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR | 1,214,000 | 27.00 | 32,778,000.00 | |
| | | BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR | 59,000 | 242.00 | 14,278,000.00 | |
| | | KASIKORNBANK PCL-NVDR | 83,000 | 131.00 | 10,873,000.00 | |
| | | KRUNG THAI BANK-NVDR | 267,050 | 17.20 | 4,593,260.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | SCB X PCL-NVDR | 81,000 | 106.00 | 8,586,000.00 | |
| | | TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR | 2,373,000 | 1.69 | 4,010,370.00 | |
| | | DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR | 315,000 | 73.75 | 23,231,250.00 | |
| | | TRUE CORP PCL/NEW-NVDR | 1,169,966 | 8.60 | 10,061,707.60 | |
| | | ADVANCED INFO SERVICE-NVDR | 136,000 | 203.00 | 27,608,000.00 | |
| | | INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR | 125,000 | 67.25 | 8,406,250.00 | |
| | | KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR | 134,000 | 45.75 | 6,130,500.00 | |
| | | ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR | 179,000 | 22.90 | 4,099,100.00 | |
| | | GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR | 59,000 | 47.00 | 2,773,000.00 | |
| | | GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR | 288,000 | 40.50 | 11,664,000.00 | |
| | | CENTRAL PATTANA PCL-NVDR | 261,000 | 57.25 | 14,942,250.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：32<br>組入時価比率：1.3% | | | 410,414,624.90<br>(1,748,366,302)<br>1.5% | |
| | フィリピンペソ | AYALA CORPORATION | 28,302 | 595.00 | 16,839,690.00 | |
| | | JG SUMMIT HOLDINGS INC | 255,005 | 31.00 | 7,905,155.00 | |
| | | SM INVESTMENTS CORP | 22,100 | 870.00 | 19,227,000.00 | |
| | | INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS | 119,000 | 341.60 | 40,650,400.00 | |
| | | JOLLIBEE FOODS CORPORATION | 43,000 | 216.40 | 9,305,200.00 | |
| | | UNIVERSAL ROBINA CORP | 107,000 | 107.00 | 11,449,000.00 | |
| | | BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS | 207,040 | 120.20 | 24,886,208.00 | |
| | | BDO UNIBANK INC | 249,997 | 130.00 | 32,499,610.00 | |
| | | METROPOLITAN BANK & TRUST | 205,095 | 62.05 | 12,726,144.75 | |
| | | PLDT INC | 7,000 | 1,480.00 | 10,360,000.00 | |
| | | MANILA ELECTRIC COMPANY | 37,300 | 367.20 | 13,696,560.00 | |
| | | AYALA LAND INC | 768,000 | 26.25 | 20,160,000.00 | |
| | | SM PRIME HOLDINGS INC | 1,065,975 | 26.95 | 28,728,026.25 | |
| | 小計 | 銘柄数：13<br>組入時価比率：0.5% | | | 248,432,994.00<br>(667,241,335)<br>0.6% | |
| | ルピア | ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT | 1,980,000 | 2,770.00 | 5,484,600,000.00 | |
| | | UNITED TRACTORS TBK PT | 147,050 | 22,075.00 | 3,246,128,750.00 | |
| | | BARITO PACIFIC TBK PT | 2,889,701 | 1,065.00 | 3,077,531,565.00 | |
| | | CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT | 984,000 | 9,175.00 | 9,028,200,000.00 | |
| | | AMMAN MINERAL INTERNASIONAL | 651,000 | 12,075.00 | 7,860,825,000.00 | |
| | | ANEKA TAMBANG TBK | 760,000 | 1,465.00 | 1,113,400,000.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | MERDEKA COPPER GOLD TBK PT | 1,115,813 | 2,700.00 | 3,012,695,100.00 | |
| | | INDAH KIAT PULP&PAPER | 240,000 | 9,100.00 | 2,184,000,000.00 | |
| | | PT ASTRA INTERNATIONAL TBK | 2,360,000 | 4,290.00 | 10,124,400,000.00 | |
| | | GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT | 105,120,000 | 65.00 | 6,832,800,000.00 | |
| | | SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P | 1,970,000 | 2,650.00 | 5,220,500,000.00 | |
| | | INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T | 309,000 | 9,750.00 | 3,012,750,000.00 | |
| | | INDOFOOD SUKSES MAK TBK | 420,000 | 5,875.00 | 2,467,500,000.00 | |
| | | PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA | 700,000 | 5,200.00 | 3,640,000,000.00 | |
| | | UNILEVER INDONESIA TBK PT | 820,000 | 3,120.00 | 2,558,400,000.00 | |
| | | KALBE FARMA PT | 2,300,000 | 1,490.00 | 3,427,000,000.00 | |
| | | BANK CENTRAL ASIA | 6,130,000 | 9,250.00 | 56,702,500,000.00 | |
| | | BANK MANDIRI | 3,890,000 | 5,900.00 | 22,951,000,000.00 | |
| | | BANK NEGARA INDONESIA PT | 1,620,000 | 4,400.00 | 7,128,000,000.00 | |
| | | BANK RAKYAT INDONESIA | 7,450,028 | 4,340.00 | 32,333,121,520.00 | |
| | | TELKOM INDONESIA PERSERO TBK | 5,480,000 | 2,900.00 | 15,892,000,000.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：21<br>組入時価比率：1.5% | | | 207,297,351,935.00<br>(2,010,784,313)<br>1.7% | |
| | ウォン | HD HYUNDAI CO LTD | 5,100 | 68,700.00 | 350,370,000.00 | |
| | | S-OIL CORPORATION | 3,930 | 68,200.00 | 268,026,000.00 | |
| | | SK INNOVATION CO LTD | 6,870 | 100,000.00 | 687,000,000.00 | |
| | | ENCHEM CO LTD | 1,220 | 293,500.00 | 358,070,000.00 | |
| | | HANWHA SOLUTIONS CORP | 15,500 | 31,450.00 | 487,475,000.00 | |
| | | KUM YANG CO LTD | 3,190 | 83,300.00 | 265,727,000.00 | |
| | | KUMHO PETRO CHEMICAL CO | 1,490 | 147,400.00 | 219,626,000.00 | |
| | | LG CHEM LTD - PREFERRED | 630 | 237,000.00 | 149,310,000.00 | |
| | | LG CHEMICALS LTD | 5,464 | 351,500.00 | 1,920,596,000.00 | |
| | | LOTTE CHEMICAL CORPORATION | 1,932 | 113,100.00 | 218,509,200.00 | |
| | | SKC CO LTD | 2,610 | 139,200.00 | 363,312,000.00 | |
| | | HYUNDAI STEEL CO | 7,399 | 29,650.00 | 219,380,350.00 | |
| | | KOREA ZINC CO LTD | 850 | 527,000.00 | 447,950,000.00 | |
| | | POSCO HOLDINGS INC | 7,840 | 369,000.00 | 2,892,960,000.00 | |
| | | HANWHA AEROSPACE CO LTD | 3,470 | 205,000.00 | 711,350,000.00 | |
| | | KOREA AEROSPACE INDUSTRIES | 7,000 | 51,800.00 | 362,600,000.00 | |
| | | HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR | 6,900 | 33,200.00 | 229,080,000.00 | |
| | | SAMSUNG E&A CO LTD | 14,400 | 23,400.00 | 336,960,000.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| DOOSAN ENERBILITY CO LTD | 49,000 | 20,800.00 | 1,019,200,000.00 | |
| ECOPRO BM CO LTD | 5,590 | 191,300.00 | 1,069,367,000.00 | |
| ECOPRO CO., LTD. | 10,000 | 94,400.00 | 944,000,000.00 | |
| ECOPRO MATERIALS CO LTD | 1,000 | 79,400.00 | 79,400,000.00 | |
| HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD | 2,360 | 301,000.00 | 710,360,000.00 | |
| L&F CO LTD | 3,390 | 156,400.00 | 530,196,000.00 | |
| LG ENERGY SOLUTION | 5,110 | 331,000.00 | 1,691,410,000.00 | |
| POSCO FUTURE M CO LTD | 3,420 | 250,500.00 | 856,710,000.00 | |
| SK IE TECHNOLOGY CO LTD | 2,490 | 43,150.00 | 107,443,500.00 | |
| GS HOLDINGS CORP | 3,600 | 43,600.00 | 156,960,000.00 | |
| LG CORP | 9,340 | 81,300.00 | 759,342,000.00 | |
| SAMSUNG C&T CORP | 9,070 | 135,100.00 | 1,225,357,000.00 | |
| SK INC | 4,570 | 176,200.00 | 805,234,000.00 | |
| SK SQUARE CO LTD | 11,100 | 77,600.00 | 861,360,000.00 | |
| DOOSAN BOBCAT INC | 6,550 | 57,700.00 | 377,935,000.00 | |
| HANWHA OCEAN CO LTD | 10,300 | 29,700.00 | 305,910,000.00 | |
| HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD | 2,780 | 128,700.00 | 357,786,000.00 | |
| HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE | 4,910 | 130,400.00 | 640,264,000.00 | |
| SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES | 81,000 | 9,160.00 | 741,960,000.00 | |
| POSCO INTERNATIONAL CORP | 5,200 | 43,050.00 | 223,860,000.00 | |
| HYUNDAI GLOVIS CO LTD | 1,810 | 179,500.00 | 324,895,000.00 | |
| HANJIN KAL CORP | 1,900 | 63,700.00 | 121,030,000.00 | |
| KOREAN AIR LINES CO LTD | 17,500 | 20,850.00 | 364,875,000.00 | |
| HMM COMPANY LIMITED | 27,100 | 18,000.00 | 487,800,000.00 | |
| HANKOOK TIRE & TECHNONOGY CO | 9,300 | 43,850.00 | 407,805,000.00 | |
| HYUNDAI MOBIS | 6,860 | 214,500.00 | 1,471,470,000.00 | |
| HYUNDAI MOTOR CO LTD | 14,940 | 253,000.00 | 3,779,820,000.00 | |
| HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD | 4,130 | 153,600.00 | 634,368,000.00 | |
| HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD | 2,900 | 153,400.00 | 444,860,000.00 | |
| KIA CORP | 27,800 | 117,700.00 | 3,272,060,000.00 | |
| COWAY CO LTD | 4,970 | 56,400.00 | 280,308,000.00 | |
| LG ELECTRONICS INC | 12,030 | 104,800.00 | 1,260,744,000.00 | |
| CJ CHEILJEDANG CORP | 820 | 349,500.00 | 286,590,000.00 | |
| ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA | 2,890 | 91,700.00 | 265,013,000.00 | |
| KT & G CORP | 11,170 | 83,500.00 | 932,695,000.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| AMOREPACIFIC CORP | 3,730 | 194,200.00 | 724,366,000.00 | |
| LG H&H | 1,002 | 417,500.00 | 418,335,000.00 | |
| HLB INC | 13,125 | 61,200.00 | 803,250,000.00 | |
| ALTEOGEN INC | 4,340 | 185,900.00 | 806,806,000.00 | |
| CELLTRION INC | 17,030 | 176,200.00 | 3,000,686,000.00 | |
| SK BIOSCIENCE CO LTD | 1,950 | 51,700.00 | 100,815,000.00 | |
| CELLTRION PHARM INC | 1,191 | 89,200.00 | 106,237,200.00 | |
| HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD | 518 | 283,500.00 | 146,853,000.00 | |
| SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD | 3,320 | 85,400.00 | 283,528,000.00 | |
| YUHAN CORPORATION | 7,100 | 68,800.00 | 488,480,000.00 | |
| HANA FINANCIAL HOLDINGS | 33,200 | 61,700.00 | 2,048,440,000.00 | |
| INDUSTRIAL BK OF KOREA | 26,100 | 13,760.00 | 359,136,000.00 | |
| KAKAOBANK CORP | 19,300 | 22,250.00 | 429,425,000.00 | |
| KB FINANCIAL GROUP INC | 42,800 | 79,400.00 | 3,398,320,000.00 | |
| SHINHAN FINANCIAL GROUP | 49,300 | 47,150.00 | 2,324,495,000.00 | |
| WOORI FINANCIAL GROUP INC | 67,000 | 14,170.00 | 949,390,000.00 | |
| MERITZ FINANCIAL GROUP INC | 10,200 | 76,900.00 | 784,380,000.00 | |
| DB INSURANCE CO LTD | 5,600 | 103,500.00 | 579,600,000.00 | |
| SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE | 3,640 | 348,500.00 | 1,268,540,000.00 | |
| SAMSUNG LIFE INSURANCE CO | 8,200 | 84,300.00 | 691,260,000.00 | |
| POSCO DX CO LTD | 5,300 | 35,350.00 | 187,355,000.00 | |
| SAMSUNG SDS CO LTD | 4,690 | 153,200.00 | 718,508,000.00 | |
| COSMO AM&T CO LTD | 2,367 | 155,000.00 | 366,885,000.00 | |
| SAMSUNG ELECTRONICS | 520,790 | 73,500.00 | 38,278,065,000.00 | |
| SAMSUNG ELECTRONICS PFD | 89,100 | 60,300.00 | 5,372,730,000.00 | |
| LG INNOTEK CO LTD | 1,970 | 248,000.00 | 488,560,000.00 | |
| LG.DISPLAY CO LTD | 30,970 | 9,930.00 | 307,532,100.00 | |
| SAMSUNG ELECTRO MECHANICS | 5,740 | 155,000.00 | 889,700,000.00 | |
| SAMSUNG SDI CO,LTD | 5,937 | 374,500.00 | 2,223,406,500.00 | |
| HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD | 5,400 | 161,700.00 | 873,180,000.00 | |
| SK HYNIX INC | 59,120 | 189,200.00 | 11,185,504,000.00 | |
| KT CORP | 6,400 | 36,600.00 | 234,240,000.00 | |
| LG UPLUS CORP | 17,400 | 9,650.00 | 167,910,000.00 | |
| SK TELECOM CO LTD | 5,500 | 51,000.00 | 280,500,000.00 | |
| KOREA ELECTRIC POWER | 26,600 | 19,450.00 | 517,370,000.00 | |
| KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO | 5,340 | 65,200.00 | 348,168,000.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD | 24,737 | 7,210.00 | 178,353,770.00 | |
| | | NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD | 18,700 | 12,280.00 | 229,636,000.00 | |
| | | SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD | 1,963 | 730,000.00 | 1,432,990,000.00 | |
| | | HYBE CO LTD | 2,010 | 200,000.00 | 402,000,000.00 | |
| | | KRAFTON INC | 2,990 | 250,000.00 | 747,500,000.00 | |
| | | NCSOFT CORPORATION | 1,631 | 190,300.00 | 310,379,300.00 | |
| | | NETMARBLE CORP | 4,270 | 60,200.00 | 257,054,000.00 | |
| | | KAKAO CORP | 34,190 | 43,300.00 | 1,480,427,000.00 | |
| | | NAVER CORP | 13,750 | 170,200.00 | 2,340,250,000.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：98<br>組入時価比率：11.1% | | | 127,817,234,920.00<br>(14,583,946,504)<br>12.2% | |
| | 新台湾ドル | FORMOSA PETROCHEMICAL CORP | 122,360 | 67.40 | 8,247,064.00 | |
| | | FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO | 411,998 | 52.90 | 21,794,694.20 | |
| | | FORMOSA PLASTIC | 393,424 | 65.30 | 25,690,587.20 | |
| | | NAN YA PLASTICS CORP | 487,726 | 53.20 | 25,947,023.20 | |
| | | ASIA CEMENT | 208,980 | 41.55 | 8,683,119.00 | |
| | | TAIWAN CEMENT | 771,888 | 33.00 | 25,472,304.00 | |
| | | CHINA STEEL | 1,286,544 | 23.75 | 30,555,420.00 | |
| | | FORTUNE ELECTRIC CO LTD | 13,000 | 714.00 | 9,282,000.00 | |
| | | VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY | 6,000 | 1,695.00 | 10,170,000.00 | |
| | | WALSIN LIHWA CORP | 268,429 | 36.95 | 9,918,451.55 | |
| | | FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION | 313,454 | 33.80 | 10,594,745.20 | |
| | | AIRTAC INTERNATIONAL GROUP | 15,464 | 1,020.00 | 15,773,280.00 | |
| | | CHINA AIRLINES LTD | 375,000 | 22.40 | 8,400,000.00 | |
| | | EVA AIRWAYS CORP | 303,000 | 35.80 | 10,847,400.00 | |
| | | EVERGREEN MARINE | 122,950 | 210.50 | 25,880,975.00 | |
| | | WAN HAI LINES LIMITED | 86,335 | 79.70 | 6,880,899.50 | |
| | | YANG MING MARINE TRANSPORT | 191,000 | 71.50 | 13,656,500.00 | |
| | | TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP | 247,000 | 30.00 | 7,410,000.00 | |
| | | CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD | 222,036 | 60.80 | 13,499,788.80 | |
| | | NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD | 14,000 | 351.00 | 4,914,000.00 | |
| | | ECLAT TEXTILE COMPANY LTD | 17,443 | 485.00 | 8,459,855.00 | |
| | | FENG TAY ENTERPRISE CO LTD | 69,592 | 154.50 | 10,751,964.00 | |
| | | POU CHEN CORP | 267,468 | 37.45 | 10,016,676.60 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| HOTAI MOTOR COMPANY LTD | 29,580 | 614.00 | 18,162,120.00 | |
| PRESIDENT CHAIN STORE CORP | 64,816 | 270.00 | 17,500,320.00 | |
| UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO | 552,836 | 80.00 | 44,226,880.00 | |
| PHARMAESSENTIA CORPORATION | 24,000 | 417.00 | 10,008,000.00 | |
| CHANG HWA COMMERCIAL BANK | 560,268 | 18.20 | 10,196,877.60 | |
| CTBC FINANCIAL HOLDING | 1,866,212 | 35.40 | 66,063,904.80 | |
| E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO | 1,572,300 | 28.60 | 44,967,780.00 | |
| FIRST FINANCIAL HOLDING CO | 1,233,996 | 27.50 | 33,934,890.00 | |
| HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C | 1,026,710 | 25.00 | 25,667,750.00 | |
| MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT | 1,251,094 | 39.05 | 48,855,220.70 | |
| SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS | 1,210,360 | 23.05 | 27,898,798.00 | |
| TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS | 1,170,341 | 18.40 | 21,534,274.40 | |
| TAIWAN BUSINESS BANK | 664,576 | 16.90 | 11,231,334.40 | |
| TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL | 1,064,196 | 25.55 | 27,190,207.80 | |
| THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK | 466,906 | 46.05 | 21,501,021.30 | |
| CHAILEASE HOLDING CO LTD | 180,692 | 152.00 | 27,465,184.00 | |
| YUANTA FINANCIAL HOLDING CO | 1,072,556 | 31.65 | 33,946,397.40 | |
| CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD | 1,035,293 | 56.20 | 58,183,466.60 | |
| CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING | 1,757,789 | 14.10 | 24,784,824.90 | |
| FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD | 824,886 | 73.40 | 60,546,632.40 | |
| SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS | 1,330,113 | 9.45 | 12,569,567.85 | |
| ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION | 59,000 | 504.00 | 29,736,000.00 | |
| ACER INC | 348,767 | 52.90 | 18,449,774.30 | |
| ADVANTECH CO.,LTD. | 47,620 | 353.00 | 16,809,860.00 | |
| ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD | 36,000 | 769.00 | 27,684,000.00 | |
| ASUSTEK COMPUTER INC | 79,805 | 513.00 | 40,939,965.00 | |
| CATCHER TECHNOLOGY CO LTD | 76,840 | 224.50 | 17,250,580.00 | |
| COMPAL ELECTRONICS | 410,590 | 37.05 | 15,212,359.50 | |
| GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD | 50,000 | 318.00 | 15,900,000.00 | |
| INVENTEC CO.,LTD | 331,911 | 53.50 | 17,757,238.50 | |
| LITE-ON TECHNOLOGY CORP | 233,897 | 107.50 | 25,143,927.50 | |
| MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD | 74,000 | 191.50 | 14,171,000.00 | |
| PEGATRON CORP | 199,692 | 106.00 | 21,167,352.00 | |
| QUANTA COMPUTER INC | 292,684 | 274.00 | 80,195,416.00 | |
| WISTRON CORP | 289,000 | 112.00 | 32,368,000.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | WIWYNN CORP | 10,000 | 2,470.00 | 24,700,000.00 | |
| | | AUO CORP | 802,606 | 17.80 | 14,286,386.80 | |
| | | DELTA ELECTRONICS INC | 217,681 | 325.00 | 70,746,325.00 | |
| | | E INK HOLDINGS INC | 96,000 | 219.50 | 21,072,000.00 | |
| | | HON HAI PRECISION INDUSTRY | 1,350,649 | 172.00 | 232,311,628.00 | |
| | | INNOLUX CORP | 984,937 | 13.95 | 13,739,871.15 | |
| | | LARGAN PRECISION CO LTD | 10,040 | 2,275.00 | 22,841,000.00 | |
| | | SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP | 122,566 | 84.40 | 10,344,570.40 | |
| | | UNIMICRON TECHNOLOGY CORP | 158,000 | 182.50 | 28,835,000.00 | |
| | | WPG HOLDINGS CO LTD | 170,387 | 86.20 | 14,687,359.40 | |
| | | YAGEO CORPORATION | 35,137 | 662.00 | 23,260,694.00 | |
| | | ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING | 64,410 | 122.00 | 7,858,020.00 | |
| | | ALCHIP TECHNOLOGIES LTD | 8,000 | 2,870.00 | 22,960,000.00 | |
| | | ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD | 372,658 | 157.00 | 58,507,306.00 | |
| | | EMEMORY TECHNOLOGY INC | 6,000 | 2,200.00 | 13,200,000.00 | |
| | | GLOBAL UNICHIP CORP | 10,000 | 1,455.00 | 14,550,000.00 | |
| | | GLOBALWAFERS CO LTD | 31,000 | 527.00 | 16,337,000.00 | |
| | | MEDIATEK INC | 164,538 | 1,235.00 | 203,204,430.00 | |
| | | NANYA TECHNOLOGY CO | 151,000 | 64.50 | 9,739,500.00 | |
| | | NOVATEK MICROELECTRONICS LTD | 60,058 | 593.00 | 35,614,394.00 | |
| | | REALTEK SEMICONDUCTOR CORP | 49,417 | 543.00 | 26,833,431.00 | |
| | | SILERGY CORP | 35,000 | 472.00 | 16,520,000.00 | |
| | | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 2,687,000 | 821.00 | 2,206,027,000.00 | |
| | | UNITED MICROELECTRONICS CORP | 1,266,500 | 55.00 | 69,657,500.00 | |
| | | VANGUARD INTERNATIONAL SEMI | 102,000 | 107.50 | 10,965,000.00 | |
| | | WINBOND ELECTRONICS CORPORATION | 380,728 | 25.00 | 9,518,200.00 | |
| | | CHUNGHWA TELECOM CO LTD | 404,065 | 128.00 | 51,720,320.00 | |
| | | FAR EASTONE TELECOMM CO LTD | 202,000 | 83.50 | 16,867,000.00 | |
| | | TAIWAN MOBILE CO LTD | 192,200 | 105.50 | 20,277,100.00 | |
| | | RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD | 152,701 | 44.60 | 6,810,464.60 | |
| | 小計 | 銘柄数：88<br>組入時価比率：17.1% | | | 4,636,059,172.55<br>(22,437,135,577)<br>18.7% | |
| | インドルピー | BHARAT PETROLEUM CORP LTD | 82,000 | 627.80 | 51,479,600.00 | |
| | | COAL INDIA LTD | 172,000 | 491.20 | 84,486,400.00 | |
| | | HINDUSTAN PETROLEUM CORP | 64,380 | 537.35 | 34,594,593.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| INDIAN OIL CORPORATION LTD | 343,000 | 162.40 | 55,703,200.00 | |
| OIL&NATURAL GAS CORP LTD | 343,000 | 264.35 | 90,672,050.00 | |
| PETRONET LNG LTD | 77,000 | 297.35 | 22,895,950.00 | |
| RELIANCE INDUSTRIES LIMITED | 329,700 | 2,860.80 | 943,205,760.00 | |
| ASIAN PAINTS LTD | 42,600 | 2,881.20 | 122,739,120.00 | |
| PI INDUSTRIES LTD | 10,100 | 3,539.70 | 35,750,970.00 | |
| PIDILITE INDUSTRIES LTD | 15,500 | 2,969.50 | 46,027,250.00 | |
| SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD | 2,960 | 9,370.50 | 27,736,680.00 | |
| SRF LTD | 14,200 | 2,211.35 | 31,401,170.00 | |
| SUPREME INDUSTRIES LTD | 7,900 | 5,277.60 | 41,693,040.00 | |
| UPL LTD | 43,200 | 508.80 | 21,980,160.00 | |
| AMBUJA CEMENTS LTD | 57,000 | 634.05 | 36,140,850.00 | |
| GRASIM INDUSTRIES LIMITED | 30,200 | 2,316.25 | 69,950,750.00 | |
| SHREE CEMENT LIMITED | 1,080 | 24,680.60 | 26,655,048.00 | |
| ULTRATECH CEMENT LTD | 12,090 | 9,915.50 | 119,878,395.00 | |
| APL APOLLO TUBES LTD | 16,600 | 1,504.90 | 24,981,340.00 | |
| HINDALCO INDUSTRIES LIMITED | 151,700 | 689.35 | 104,574,395.00 | |
| JINDAL STAINLESS LTD | 35,920 | 793.50 | 28,502,520.00 | |
| JINDAL STEEL&POWER LTD | 46,000 | 1,028.15 | 47,294,900.00 | |
| JSW STEEL LTD | 66,000 | 880.55 | 58,116,300.00 | |
| NMDC LTD | 125,000 | 260.15 | 32,518,750.00 | |
| TATA STEEL LIMITED | 785,600 | 167.20 | 131,352,320.00 | |
| VEDANTA LTD | 115,000 | 450.00 | 51,750,000.00 | |
| BHARAT ELECTRONICS LTD | 403,000 | 295.95 | 119,267,850.00 | |
| HINDUSTAN AERONAUTICS LTD | 22,400 | 4,973.85 | 111,414,240.00 | |
| ASTRAL LTD | 16,300 | 2,096.85 | 34,178,655.00 | |
| LARSEN&TOUBRO LIMITED | 74,800 | 3,669.30 | 274,463,640.00 | |
| ABB INDIA LTD | 6,600 | 8,317.95 | 54,898,470.00 | |
| BHARAT HEAVY ELECTRICALS | 127,000 | 298.90 | 37,960,300.00 | |
| CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD | 59,000 | 643.45 | 37,963,550.00 | |
| HAVELLS INDIA LTD | 24,300 | 1,907.30 | 46,347,390.00 | |
| POLYCAB INDIA LTD | 6,630 | 6,741.65 | 44,697,139.50 | |
| SUZLON ENERGY LIMITED | 1,174,000 | 47.65 | 55,941,100.00 | |
| SIEMENS LIMITED | 10,200 | 6,967.95 | 71,073,090.00 | |
| ASHOK LEYLAND LIMITED | 184,200 | 224.00 | 41,260,800.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| CUMMINS INDIA LTD | 16,100 | 3,551.30 | 57,175,930.00 | |
| THERMAX LTD | 4,500 | 5,404.65 | 24,320,925.00 | |
| ADANI ENTERPRISES LTD | 16,500 | 3,411.35 | 56,287,275.00 | |
| INDIAN RAILWAY CATERING & TO | 22,200 | 1,020.35 | 22,651,770.00 | |
| INTERGLOBE AVIATION LTD | 19,500 | 4,189.05 | 81,686,475.00 | |
| CONTAINER CORP OF INDIA LTD | 22,400 | 1,074.85 | 24,076,640.00 | |
| ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE | 52,400 | 1,437.40 | 75,319,760.00 | |
| GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE LTD | 301,000 | 84.60 | 25,464,600.00 | |
| BALKRISHNA INDUSTRIES LTD | 7,000 | 3,050.05 | 21,350,350.00 | |
| BHARAT FORGE LIMITED | 30,400 | 1,554.55 | 47,258,320.00 | |
| BOSCH LTD | 800 | 30,393.75 | 24,315,000.00 | |
| MRF LTD | 300 | 125,431.50 | 37,629,450.00 | |
| SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD | 338,000 | 151.25 | 51,122,500.00 | |
| SONA BLW PRECISION FORGINGS | 40,000 | 651.10 | 26,044,000.00 | |
| TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD | 12,200 | 3,576.85 | 43,637,570.00 | |
| BAJAJ AUTO LIMITED | 8,000 | 9,084.75 | 72,678,000.00 | |
| EICHER MOTORS LTD | 14,300 | 4,733.45 | 67,688,335.00 | |
| HERO MOTOCORP LTD | 12,400 | 5,119.60 | 63,483,040.00 | |
| MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED | 99,400 | 2,506.25 | 249,121,250.00 | |
| MARUTI SUZUKI INDIA LTD | 15,900 | 12,399.30 | 197,148,870.00 | |
| TATA MOTORS LTD | 185,700 | 923.00 | 171,401,100.00 | |
| TATA MOTORS LTD-A-DVR | 46,000 | 618.45 | 28,448,700.00 | |
| TVS MOTOR CO LTD | 27,400 | 2,179.25 | 59,711,450.00 | |
| PAGE INDUSTRIES LTD | 530 | 35,954.70 | 19,055,991.00 | |
| TITAN CO LTD | 40,300 | 3,241.90 | 130,648,570.00 | |
| INDIAN HOTELS CO LIMITED | 96,000 | 557.40 | 53,510,400.00 | |
| JUBILANT FOODWORKS LIMITED | 36,000 | 494.00 | 17,784,000.00 | |
| ZOMATO LTD | 675,000 | 179.15 | 120,926,250.00 | |
| TRENT LTD | 20,000 | 4,559.15 | 91,183,000.00 | |
| AVENUE SUPERMARTS LTD | 18,040 | 4,302.15 | 77,610,786.00 | |
| UNITED SPIRITS LTD | 32,700 | 1,159.40 | 37,912,380.00 | |
| VARUN BEVERAGES LTD | 50,700 | 1,426.80 | 72,338,760.00 | |
| BRITANNIA INDUSTRIES LTD | 10,700 | 5,179.80 | 55,423,860.00 | |
| MARICO LIMITED | 46,000 | 595.55 | 27,395,300.00 | |
| NESTLE INDIA LTD | 38,910 | 2,354.90 | 91,629,159.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| TATA CONSUMER PRODUCTS LTD | 65,800 | 1,060.25 | 69,764,450.00 | |
| ITC LTD | 324,000 | 426.45 | 138,169,800.00 | |
| COLGATE-PALMOLIVE(INDIA) | 15,900 | 2,657.35 | 42,251,865.00 | |
| DABUR INDIA LTD | 59,800 | 545.10 | 32,596,980.00 | |
| GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD | 43,500 | 1,270.35 | 55,260,225.00 | |
| HINDUSTAN UNILEVER LIMITED | 91,600 | 2,329.05 | 213,340,980.00 | |
| APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE | 10,870 | 5,839.20 | 63,472,104.00 | |
| MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD | 92,000 | 751.80 | 69,165,600.00 | |
| AUROBINDO PHARMA LTD | 26,300 | 1,185.70 | 31,183,910.00 | |
| CIPLA LIMITED | 61,400 | 1,447.20 | 88,858,080.00 | |
| DR.REDDYS LABORATORIES | 13,260 | 5,791.85 | 76,799,931.00 | |
| LUPIN LTD | 25,700 | 1,582.55 | 40,671,535.00 | |
| MANKIND PHARMA LTD | 10,900 | 2,139.75 | 23,323,275.00 | |
| SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD | 105,300 | 1,459.80 | 153,716,940.00 | |
| TORRENT PHARMACEUTICALS LTD | 11,540 | 2,696.05 | 31,112,417.00 | |
| AU SMALL FINANCE BANK LTD | 49,400 | 653.10 | 32,263,140.00 | |
| AXIS BANK LIMITED | 249,100 | 1,162.15 | 289,491,565.00 | |
| BANDHAN BANK LTD | 56,000 | 188.30 | 10,544,800.00 | |
| BANK OF BARODA | 100,000 | 264.90 | 26,490,000.00 | |
| CANARA BANK | 198,000 | 118.00 | 23,364,000.00 | |
| HDFC BANK LIMITED | 304,180 | 1,531.55 | 465,866,879.00 | |
| ICICI BANK LTD | 562,100 | 1,121.05 | 630,142,205.00 | |
| IDFC FIRST BANK LTD | 425,300 | 76.40 | 32,492,920.00 | |
| INDUSIND BANK LTD | 28,700 | 1,461.85 | 41,955,095.00 | |
| KOTAK MAHINDRA BANK LTD | 119,200 | 1,680.40 | 200,303,680.00 | |
| PUNJAB NATIONAL BANK | 261,000 | 129.45 | 33,786,450.00 | |
| UNION BANK OF INDIA | 184,000 | 160.15 | 29,467,600.00 | |
| YES BANK LTD | 1,840,000 | 23.00 | 42,320,000.00 | |
| BAJAJ FINSERV LTD | 45,270 | 1,528.60 | 69,199,722.00 | |
| BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN | 2,350 | 7,953.40 | 18,690,490.00 | |
| JIO FINANCIAL SERVICES LTD | 303,500 | 344.35 | 104,510,225.00 | |
| POWER FINANCE CORPORATION | 151,600 | 492.45 | 74,655,420.00 | |
| REC LTD | 135,500 | 537.75 | 72,865,125.00 | |
| HDFC LIFE INSURANCE CO LTD | 112,900 | 549.85 | 62,078,065.00 | |
| ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY | 23,100 | 1,580.75 | 36,515,325.00 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD | 33,200 | 545.45 | 18,108,940.00 | |
| PB FINTECH LTD | 32,000 | 1,294.40 | 41,420,800.00 | |
| SBI LIFE INSURANCE CO LTD | 51,600 | 1,386.40 | 71,538,240.00 | |
| HCL TECHNOLOGIES LTD | 104,400 | 1,324.10 | 138,236,040.00 | |
| INFOSYS LTD | 359,500 | 1,406.90 | 505,780,550.00 | |
| LTIMINDTREE LTD | 9,680 | 4,701.90 | 45,514,392.00 | |
| MPHASIS LTD | 10,500 | 2,284.10 | 23,983,050.00 | |
| PERSISTENT SYSTEMS LTD | 10,000 | 3,410.50 | 34,105,000.00 | |
| TATA CONSULTANCY SVS LTD | 98,000 | 3,670.95 | 359,753,100.00 | |
| TECH MAHINDRA LTD | 57,400 | 1,228.45 | 70,513,030.00 | |
| WIPRO LTD | 150,800 | 438.20 | 66,080,560.00 | |
| TATA ELXSI LTD | 4,000 | 6,944.35 | 27,777,400.00 | |
| INDUS TOWERS LTD | 88,200 | 348.15 | 30,706,830.00 | |
| TATA COMMUNICATIONS LTD | 11,400 | 1,778.30 | 20,272,620.00 | |
| BHARTI AIRTEL LIMITED | 243,600 | 1,372.75 | 334,401,900.00 | |
| POWER GRID CORP OF INDIA LTD | 492,000 | 310.00 | 152,520,000.00 | |
| TATA POWER COMPANY LIMITED | 170,000 | 436.75 | 74,247,500.00 | |
| TORRENT POWER LTD | 18,300 | 1,501.80 | 27,482,940.00 | |
| GAIL INDIA LTD | 273,000 | 204.30 | 55,773,900.00 | |
| BAJAJ FINANCE LTD | 29,640 | 6,697.70 | 198,519,828.00 | |
| CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND | 50,200 | 1,241.10 | 62,303,220.00 | |
| MUTHOOT FINANCE LTD | 10,000 | 1,683.45 | 16,834,500.00 | |
| SBI CARDS & PAYMENT SERVICES | 24,000 | 692.10 | 16,610,400.00 | |
| SHRIRAM FINANCE LTD | 30,700 | 2,354.05 | 72,269,335.00 | |
| SUNDARAM FINANCE LTD | 7,300 | 4,287.55 | 31,299,115.00 | |
| HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD | 10,200 | 3,884.30 | 39,619,860.00 | |
| ADANI GREEN ENERGY LTD | 28,800 | 1,908.35 | 54,960,480.00 | |
| ADANI POWER LIMITED | 61,000 | 755.80 | 46,103,800.00 | |
| JSW ENERGY LTD | 38,100 | 613.00 | 23,355,300.00 | |
| NHPC LTD | 328,600 | 107.25 | 35,242,350.00 | |
| NTPC LIMITED | 460,000 | 359.00 | 165,140,000.00 | |
| DIVIS LABORATORIES LTD | 13,870 | 4,307.20 | 59,740,864.00 | |
| INFO EDGE INDIA LTD | 8,740 | 5,697.10 | 49,792,654.00 | |
| DLF LIMITED | 80,000 | 815.65 | 65,252,000.00 | |
| GODREJ PROPERTIES LTD | 12,700 | 2,778.70 | 35,289,490.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | MACROTECH DEVELOPERS LTD | 37,100 | 1,377.95 | 51,121,945.00 | |
| | | PHOENIX MILLS LTD | 10,700 | 3,099.65 | 33,166,255.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：145<br>組入時価比率：17.6% | | | 12,176,516,487.50<br>(23,135,381,326)<br>19.3% | |
| | カタールリヤル | QATAR FUEL CO | 64,000 | 14.49 | 927,360.00 | |
| | | QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT | 369,000 | 4.15 | 1,531,350.00 | |
| | | MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING | 705,000 | 1.69 | 1,193,565.00 | |
| | | INDUSTRIES QATAR | 143,000 | 11.55 | 1,651,650.00 | |
| | | COMMERCIAL BANK OF QATAR | 294,000 | 3.90 | 1,148,658.00 | |
| | | DUKHAN BANK | 233,000 | 3.60 | 839,499.00 | |
| | | MASRAF AL RAYAN | 585,000 | 2.31 | 1,356,615.00 | |
| | | QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC | 86,000 | 10.20 | 877,200.00 | |
| | | QATAR ISLAMIC BANK | 192,000 | 17.25 | 3,312,000.00 | |
| | | QATAR NATIONAL BANK | 519,000 | 13.52 | 7,016,880.00 | |
| | | OOREDOO QSC | 100,000 | 9.42 | 942,000.00 | |
| | | QATAR ELECTRICITY & WATER CO | 59,400 | 14.93 | 886,842.00 | |
| | | BARWA REAL ESTATE CO | 195,000 | 2.83 | 552,045.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：13<br>組入時価比率：0.7% | | | 22,235,664.00<br>(960,358,328)<br>0.8% | |
| | エジプトポンド | EASTERN CO SAE | 51,525 | 26.00 | 1,339,650.00 | |
| | | T M G HOLDING | 101,000 | 52.97 | 5,349,970.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：2<br>組入時価比率：0.0% | | | 6,689,620.00<br>(22,247,669)<br>0.0% | |
| | ランド | EXXARO RESOURCES LTD | 28,200 | 181.43 | 5,116,326.00 | |
| | | SASOL LTD | 57,900 | 124.10 | 7,185,390.00 | |
| | | ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD | 9,140 | 610.55 | 5,580,427.00 | |
| | | ANGLOGOLD ASHANTI PLC | 46,300 | 447.40 | 20,714,620.00 | |
| | | GOLD FIELDS LTD | 93,300 | 292.68 | 27,307,044.00 | |
| | | HARMONY GOLD MINING CO LTD | 68,000 | 170.91 | 11,621,880.00 | |
| | | IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD | 111,700 | 96.21 | 10,746,657.00 | |
| | | KUMBA IRON ORE LTD | 7,600 | 490.26 | 3,725,976.00 | |
| | | NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT | 44,700 | 129.72 | 5,798,484.00 | |
| | | SIBANYE STILLWATER LTD | 273,000 | 23.61 | 6,445,530.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | BIDVEST GROUP LTD | 35,700 | 245.62 | 8,768,634.00 | |
| | | NASPERS LTD-N SHS | 20,190 | 3,728.33 | 75,274,982.70 | |
| | | WOOLWORTHS HOLDINGS LTD | 94,000 | 54.45 | 5,118,300.00 | |
| | | PEPKOR HOLDINGS LTD | 173,000 | 16.98 | 2,937,540.00 | |
| | | BID CORP LTD | 39,400 | 415.84 | 16,384,096.00 | |
| | | CLICKS GROUP LTD | 23,700 | 295.76 | 7,009,512.00 | |
| | | SHOPRITE HOLDINGS LTD | 58,400 | 249.69 | 14,581,896.00 | |
| | | ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT | 42,800 | 232.36 | 9,945,008.00 | |
| | | ABSA GROUP LTD | 88,700 | 149.17 | 13,231,379.00 | |
| | | CAPITEC BANK HOLDINGS LTD | 9,330 | 2,129.90 | 19,871,967.00 | |
| | | NEDBANK GROUP LTD | 56,279 | 228.48 | 12,858,625.92 | |
| | | STANDARD BANK GROUP LTD | 146,700 | 179.18 | 26,285,706.00 | |
| | | FIRSTRAND LTD | 533,000 | 65.00 | 34,645,000.00 | |
| | | REMGRO LTD | 47,300 | 120.70 | 5,709,110.00 | |
| | | DISCOVERY LTD | 68,307 | 109.69 | 7,492,594.83 | |
| | | OLD MUTUAL LTD | 434,000 | 10.63 | 4,613,420.00 | |
| | | OUTSURANCE GROUP LTD | 81,000 | 40.05 | 3,244,050.00 | |
| | | SANLAM LIMITED | 190,000 | 70.84 | 13,459,600.00 | |
| | | MTN GROUP LTD | 171,000 | 82.06 | 14,032,260.00 | |
| | | VODACOM GROUP | 68,100 | 92.45 | 6,295,845.00 | |
| | | REINET INVESTMENTS SCA | 14,200 | 473.41 | 6,722,422.00 | |
| | | NEPI ROCKCASTLE N.V. | 57,200 | 129.82 | 7,425,704.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：32<br><br>組入時価比率：2.7% | | | 420,149,986.45<br>(3,520,856,886)<br>2.9% | |
| | ＵＡＥディルハム | MULTIPLY GROUP | 391,000 | 1.89 | 738,990.00 | |
| | | AMERICANA RESTAURANTS INTERN | 302,000 | 3.24 | 978,480.00 | |
| | | ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO | 298,000 | 3.24 | 965,520.00 | |
| | | ABU DHABI COMMERCIAL BANK | 299,852 | 7.80 | 2,338,845.60 | |
| | | ABU DHABI ISLAMIC BANK | 173,000 | 11.22 | 1,941,060.00 | |
| | | DUBAI ISLAMIC BANK | 286,029 | 5.52 | 1,578,880.08 | |
| | | EMIRATES NBD PJSC | 194,000 | 15.55 | 3,016,700.00 | |
| | | FIRST ABU DHABI BANK PJSC | 499,925 | 11.60 | 5,799,130.00 | |
| | | EMIRATES TELECOM GROUP CO | 374,900 | 16.10 | 6,035,890.00 | |
| | | ALDAR PROPERTIES PJSC | 427,000 | 5.50 | 2,348,500.00 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | EMAAR PROPERTIES PJSC | 734,000 | 7.66 | 5,622,440.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：11<br>組入時価比率：1.0% | | | 31,364,435.68<br>(1,344,279,713)<br>1.1% | |
| | クウェートディナール | BOUBYAN BANK K.S.C | 143,765 | 0.58 | 83,958.76 | |
| | | GULF BANK | 271,561 | 0.25 | 69,791.17 | |
| | | KUWAIT FINANCE HOUSE | 1,150,060 | 0.72 | 838,393.74 | |
| | | NATIONAL BANK OF KUWAIT | 844,972 | 0.86 | 726,675.92 | |
| | | MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO | 189,000 | 0.45 | 85,239.00 | |
| | | MABANEE CO SAKC | 85,335 | 0.84 | 71,681.40 | |
| | 小計 | 銘柄数：6<br>組入時価比率：0.7% | | | 1,875,739.99<br>(959,722,365)<br>0.8% | |
| | サウジアラビアリヤル | ADES HOLDING CO | 33,800 | 18.08 | 611,104.00 | |
| | | SAUDI ARABIAN OIL CO | 284,440 | 28.45 | 8,092,318.00 | |
| | | ADVANCED PETROCHEMICALS CO | 10,833 | 39.80 | 431,153.40 | |
| | | SABIC AGRI-NUTRIENTS CO | 24,500 | 109.40 | 2,680,300.00 | |
| | | SAHARA INTERNATIONAL PETROCH | 40,600 | 29.60 | 1,201,760.00 | |
| | | SAUDI ARAMCO BASE OIL CO | 6,400 | 132.40 | 847,360.00 | |
| | | SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP | 101,800 | 76.00 | 7,736,800.00 | |
| | | SAUDI IND INVESTMENT GROUP | 52,168 | 21.46 | 1,119,525.28 | |
| | | SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO | 67,000 | 8.03 | 538,010.00 | |
| | | YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL | 28,900 | 36.40 | 1,051,960.00 | |
| | | SAUDI ARABIAN MINING CO | 136,500 | 45.00 | 6,142,500.00 | |
| | | SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES | 2,600 | 252.60 | 656,760.00 | |
| | | JARIR MARKETING CO | 61,000 | 12.60 | 768,600.00 | |
| | | NAHDI MEDICAL CO | 3,400 | 133.00 | 452,200.00 | |
| | | ALMARAI CO | 26,300 | 54.30 | 1,428,090.00 | |
| | | SAVOLA | 27,400 | 43.70 | 1,197,380.00 | |
| | | DALLAH HEALTHCARE CO | 3,200 | 165.80 | 530,560.00 | |
| | | DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL | 9,700 | 285.40 | 2,768,380.00 | |
| | | MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO | 10,000 | 116.20 | 1,162,000.00 | |
| | | AL RAJHI BANK | 212,200 | 75.60 | 16,042,320.00 | |
| | | ALINMA BANK | 137,775 | 31.35 | 4,319,246.25 | |
| | | ARAB NATIONAL BANK | 104,533 | 20.52 | 2,145,017.16 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | BANK AL - JAZIRA | 42,625 | 15.06 | 641,932.50 | |
| | | BANK ALBILAD | 66,582 | 33.00 | 2,197,206.00 | |
| | | BANQUE SAUDI FRANSI | 62,600 | 35.50 | 2,222,300.00 | |
| | | RIYAD BANK | 153,200 | 25.75 | 3,944,900.00 | |
| | | SAUDI AWWAL BANK | 108,400 | 38.30 | 4,151,720.00 | |
| | | SAUDI INVESTMENT BANK/THE | 86,250 | 12.48 | 1,076,400.00 | |
| | | THE SAUDI NATIONAL BANK | 318,484 | 34.45 | 10,971,773.80 | |
| | | BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE | 9,700 | 238.00 | 2,308,600.00 | |
| | | CO FOR COOPERATIVE INSURANCE | 7,200 | 134.60 | 969,120.00 | |
| | | ARABIAN INTERNET & COMMUNICA | 2,100 | 282.60 | 593,460.00 | |
| | | ELM CO | 2,700 | 860.00 | 2,322,000.00 | |
| | | SAUDI TELECOM CO | 214,000 | 36.15 | 7,736,100.00 | |
| | | ETIHAD ETISALAT CO | 44,900 | 49.95 | 2,242,755.00 | |
| | | MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY | 57,000 | 11.42 | 650,940.00 | |
| | | SAUDI ELECTRICITY CO | 105,000 | 16.70 | 1,753,500.00 | |
| | | POWER&WATER UTILITY CO FOR | 5,100 | 60.00 | 306,000.00 | |
| | | SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING | 5,500 | 239.60 | 1,317,800.00 | |
| | | ACWA POWER CO | 16,521 | 420.00 | 6,938,820.00 | |
| | | SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP | 5,000 | 200.00 | 1,000,000.00 | |
| | | DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV | 53,000 | 12.12 | 642,360.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：42<br>組入時価比率：3.7% | | | 115,911,031.39<br>(4,864,785,987)<br>4.1% | |
| 合計 | | | | | 119,704,935,314<br>(119,704,935,314) | |

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 米ドル | ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF | 7,099,900 | 29,713,081.50 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：3.6% | 7,099,900 | 29,713,081.50<br>(4,670,302,150)<br>97.2% | |
| | 合計 | | | 4,670,302,150<br>(4,670,302,150) | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資証券 | メキシコペソ | FIBRA UNO ADMINISTRACION SA | 319,000 | 7,726,180.00 | |
| | | PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA | 97,990 | 6,766,209.50 | |
| | 小計 | 銘柄数：2<br>組入時価比率：0.1% | 416,990 | 14,492,389.50<br>(134,408,217)<br>2.8% | |
| | 合計 | | | 134,408,217<br>(134,408,217) | |
| 合計 | | | | 4,804,710,367<br>(4,804,710,367) | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| 種類 | 2024年 6月 3日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | うち１年超 | | |
| 市場取引 | | | | |
| 株価指数先物取引 | | | | |
| 買建 | 6,635,054,272 | － | 6,475,639,958 | △159,414,314 |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 買建 | 134,929,836 | － | 135,208,004 | 278,168 |
| 米ドル | 134,929,836 | － | 135,208,004 | 278,168 |
| 売建 | 72,176,832 | － | 72,165,632 | 11,200 |
| バーツ | 68,160,000 | － | 68,148,800 | 11,200 |
| エジプトポンド | 4,016,832 | － | 4,016,832 | － |
| 合計 | － | － | － | △159,124,946 |

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しておりま

す。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(2024年6月4日から2024年12月3日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２５年2月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているはじめてのNISA・新興国株式インデックスの２０２４年6月４日から２０２４年１２月３日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、はじめてのNISA・新興国株式インデックスの２０２４年１２月３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年6月４日から２０２４年１２月３日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第１期<br>(2024年 6月 3日現在) | 第２期中間計算期間末<br>(2024年12月 3日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 841,374 | 5,187,165 |
| 親投資信託受益証券 | 731,095,457 | 1,969,532,834 |
| 未収利息 | 1 | 33 |
| 流動資産合計 | 731,936,832 | 1,974,720,032 |
| 資産合計 | 731,936,832 | 1,974,720,032 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 500,238 | 3,660,672 |
| 未払受託者報酬 | 28,050 | 139,306 |
| 未払委託者報酬 | 235,246 | 1,168,562 |
| その他未払費用 | 4,628 | 23,156 |
| 流動負債合計 | 768,162 | 4,991,696 |
| 負債合計 | 768,162 | 4,991,696 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 608,862,944 | 1,641,217,235 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 122,305,726 | 328,511,101 |
| （分配準備積立金） | 43,167,518 | 41,098,815 |
| 元本等合計 | 731,168,670 | 1,969,728,336 |
| 純資産合計 | 731,168,670 | 1,969,728,336 |
| 負債純資産合計 | 731,936,832 | 1,974,720,032 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第１期中間計算期間<br>自　2023年 7月10日<br>至　2024年 1月 9日 | 第２期中間計算期間<br>自　2024年 6月 4日<br>至　2024年12月 3日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 3,206 |
| 有価証券売買等損益 | △93,013 | △28,492,937 |
| 営業収益合計 | △93,013 | △28,489,731 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2 | － |
| 受託者報酬 | 1,344 | 139,306 |
| 委託者報酬 | 11,154 | 1,168,562 |
| その他費用 | 216 | 23,156 |
| 営業費用合計 | 12,716 | 1,331,024 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業利益又は営業損失（△） | △105,729 | △29,820,755 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △105,729 | △29,820,755 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | △105,729 | △29,820,755 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 60,058 | 949,410 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | － | 122,305,726 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,070,468 | 249,512,999 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,070,468 | 249,512,999 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 87,761 | 12,537,459 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 87,761 | 12,537,459 |
| 分配金 | － | － |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 1,816,920 | 328,511,101 |

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| 2.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4.その他 | 当ファンドの中間計算期間は、2024年 6月 4日から2024年12月 3日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第1期<br>2024年 6月 3日現在 | 第2期中間計算期間末<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 1．　計算期間の末日における受益権の総数<br>608,862,944口 | 1．　中間計算期間の末日における受益権の総数<br>1,641,217,235口 |
| 2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 2．　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 |
| 1口当たり純資産額　1.2009円 | 1口当たり純資産額　1.2002円 |
| (10,000口当たり純資産額)　(12,009円) | (10,000口当たり純資産額)　(12,002円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第1期中間計算期間<br>自 2023年 7月10日<br>至 2024年 1月 9日 | 第2期中間計算期間<br>自 2024年 6月 4日<br>至 2024年12月 3日 |
|---|---|
| 1.追加情報<br>2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。 | 該当事項はありません。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 第1期<br>2024年 6月 3日現在 | 第2期中間計算期間末<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．時価の算定方法 | 2．時価の算定方法 |

| | |
|---|---|
| 親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）

１　元本の移動

| 第１期<br>自　2023年 7月10日<br>至　2024年 6月 3日 | | 第２期中間計算期間<br>自　2024年 6月 4日<br>至　2024年12月 3日 | |
|---|---|---|---|
| 期首元本額 | －円 | 期首元本額 | 608,862,944円 |
| 期中追加設定元本額 | 625,044,676円 | 期中追加設定元本額 | 1,091,213,308円 |
| 期中一部解約元本額 | 16,181,732円 | 期中一部解約元本額 | 58,859,017円 |

２　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | （2024年12月 3日現在） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 2,825,769,735 |
| コール・ローン | 520,918,246 |
| 株式 | 128,287,281,427 |
| 投資信託受益証券 | 5,220,594,782 |
| 投資証券 | 107,462,670 |
| 派生商品評価勘定 | 11,527,425 |
| 未収配当金 | 100,210,840 |
| 未収利息 | 3,389 |
| 差入委託証拠金 | 3,534,135,111 |
| 流動資産合計 | 140,607,903,625 |
| 資産合計 | 140,607,903,625 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 339,314,493 |
| 未払解約金 | 15,189,300 |
| その他未払費用 | 6,059,800 |
| 流動負債合計 | 360,563,593 |
| 負債合計 | 360,563,593 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |

| | |
|---|---|
| 元本 | 69,361,989,878 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 70,885,350,154 |
| 元本等合計 | 140,247,340,032 |
| 純資産合計 | 140,247,340,032 |
| 負債純資産合計 | 140,607,903,625 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>投資証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>先物取引<br>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 2024年12月 3日現在 | |
|---|---|
| 1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 2.0220円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (20,220円) |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 2024年12月 3日現在 |
|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>株式 |

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資信託受益証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
先物取引
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
１）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2024年12月 3日現在 | |
|---|---|
| 期首 | 2024年 6月 4日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 64,885,136,301円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 10,173,820,063円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 5,696,966,486円 |
| 期末元本額 | 69,361,989,878円 |
| 期末元本額の内訳＊ | |
| 野村資産設計ファンド２０１５ | 13,609,372円 |
| 野村資産設計ファンド２０２０ | 14,996,218円 |
| 野村資産設計ファンド２０２５ | 21,852,273円 |
| 野村資産設計ファンド２０３０ | 39,235,548円 |
| 野村資産設計ファンド２０３５ | 42,523,072円 |
| 野村資産設計ファンド２０４０ | 75,887,062円 |
| 野村資産設計ファンド２０４５ | 17,944,512円 |
| 野村インデックスファンド・新興国株式 | 3,646,685,120円 |
| ネクストコア | 6,506,579円 |
| 野村インデックスファンド・海外５資産バランス | 581,740,287円 |
| 野村資産設計ファンド２０５０ | 20,390,310円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型 | 3,581,971円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型 | 2,824,280円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型 | 2,553,755円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型 | 2,481,653円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅡ） | 455,921円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅢ） | 6,687,841円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅣ） | 3,079,487円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅤ） | 12,648,779円 |
| 野村つみたて外国株投信 | 8,499,130,707円 |
| 野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け） | 657,269,169円 |
| 野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け） | 2,213,157,726円 |
| 世界６資産分散ファンド | 155,370,756円 |
| 野村資産設計ファンド２０６０ | 20,763,577円 |
| はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー） | 1,912,768,166円 |
| はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス | 974,051,847円 |
| ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデッ | 1,295,171,554円 |

| | |
|---|---|
| クス（為替ヘッジなし）連動型上場投信 | |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式 | 1,894,443,661 円 |
| 野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 2,719,589 円 |
| ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用） | 2,234,485,853 円 |
| 野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用） | 464,045 円 |
| 野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付） | 387,980,221 円 |
| 野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 43,950,590,771 円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド | 392,767,727 円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド） | 23,217,860 円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０ | 35,291,590 円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０ | 40,072,114 円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０ | 30,696,070 円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０ | 30,357,844 円 |
| 多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け） | 64,851,927 円 |
| 野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 30,683,064 円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス

2024 年 12 月 30 日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 2,284,486,958円 |
| Ⅱ　負債総額 | 5,626,391円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 2,278,860,567円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 1,806,249,668口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.2617円 |

（参考）新興国株式マザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 150,866,861,907円 |
| Ⅱ　負債総額 | 251,284,679円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 150,615,577,228円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 70,847,967,393口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.1259円 |

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

**株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

**取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

**代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

**監査等委員会**

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

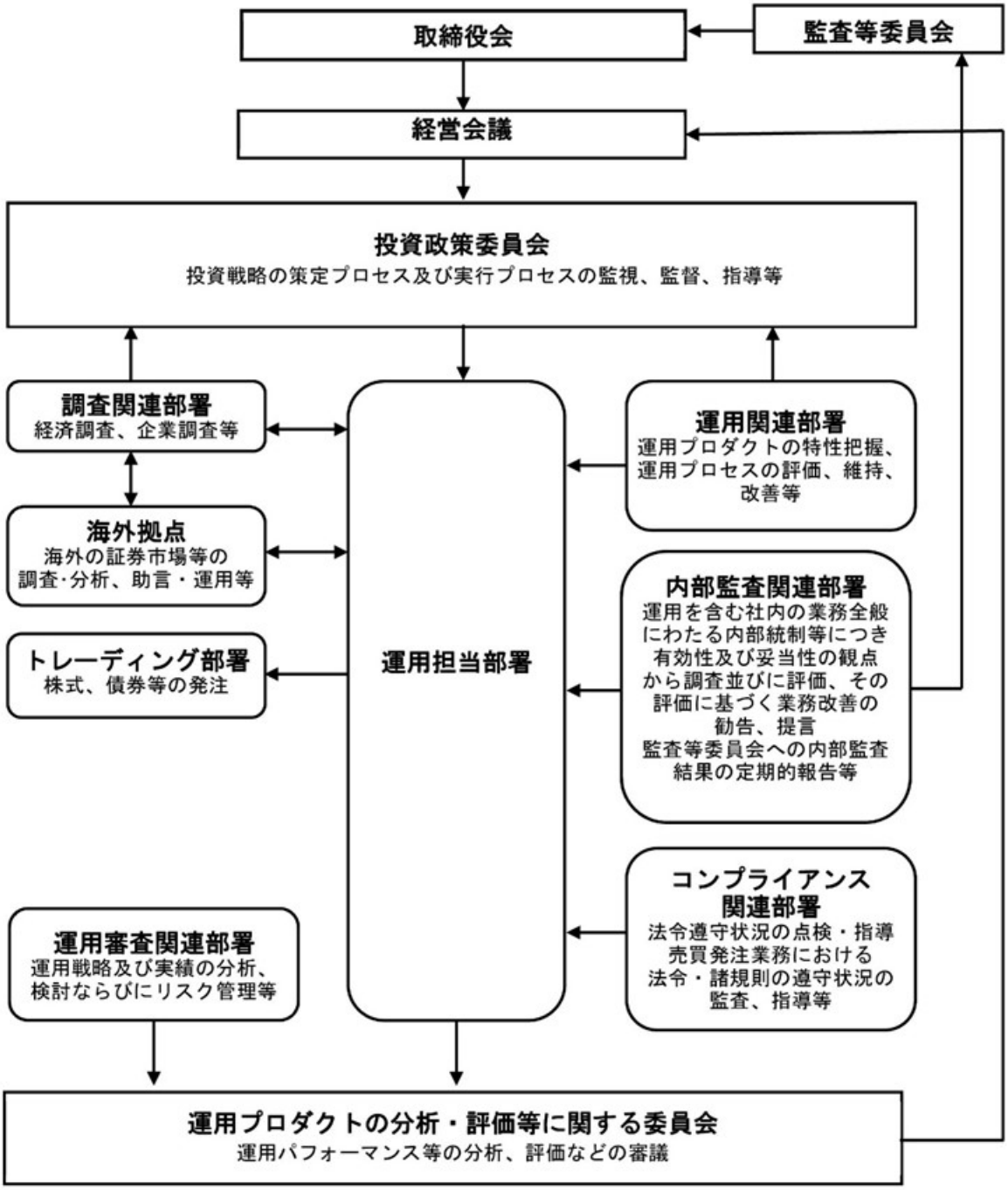
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2024 年 12 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 917 | 56,554,843 |
| 単位型株式投資信託 | 157 | 657,242 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,997,164 |
| 単位型公社債投資信託 | 421 | 763,427 |
| 合計 | 1,509 | 64,972,676 |

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原　　尚 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　　真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 長谷川　　敬 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　真太郎 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | | 当事業年度<br>(2024年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 1,865 | | 7,405 |
| 金銭の信託 | | | 42,108 | | 44,745 |
| 有価証券 | | | 21,900 | | － |
| 前払金 | | | 11 | | 7 |
| 前払費用 | | | 775 | | 852 |
| 未収入金 | | | 1,775 | | 1,023 |
| 未収委託者報酬 | | | 26,116 | | 31,788 |
| 未収運用受託報酬 | | | 3,780 | | 5,989 |
| 短期貸付金 | | | 1,001 | | 757 |
| 未収還付法人税等 | | | 2,083 | | － |
| その他 | | | 84 | | 169 |
| 貸倒引当金 | | | △15 | | △18 |
| 流動資産計 | | | 101,486 | | 92,719 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,335 | | 945 |
| 建物 | ※２ | 906 | | 595 | |
| 器具備品 | ※２ | 428 | | 350 | |
| 無形固定資産 | | | 5,563 | | 5,658 |
| ソフトウェア | | 5,562 | | 5,658 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,336 | | 17,314 |
| 投資有価証券 | | 1,793 | | 1,813 | |
| 関係会社株式 | | 10,025 | | 9,535 | |
| 長期差入保証金 | | 520 | | 519 | |
| 長期前払費用 | | 10 | | 10 | |
| 前払年金費用 | | 1,553 | | 1,875 | |
| 繰延税金資産 | | 2,340 | | 2,651 | |
| その他 | | 92 | | 908 | |
| 固定資産計 | | | 23,235 | | 23,918 |
| 資産合計 | | | 124,722 | | 116,638 |

| | | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | | 当事業年度<br>(2024年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 関係会社短期借入金 | | | - | | 13,700 |
| 預り金 | | | 124 | | 123 |
| 未払金 | | | 17,378 | | 11,404 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 1 | |
| 未払償還金 | | 57 | | 39 | |
| 未払手数料 | | 8,409 | | 10,312 | |
| 関係会社未払金 | | 8,911 | | 1,052 | |
| 未払費用 | ※1 | | 9,682 | | 12,507 |
| 未払法人税等 | | | 1,024 | | 8,095 |
| 未払消費税等 | | | 500 | | 1,590 |
| 前受収益 | | | 22 | | 15 |
| 賞与引当金 | | | 3,635 | | 4,543 |
| その他 | | | 46 | | 24 |
| 流動負債計 | | | 32,414 | | 52,005 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,940 | | 2,759 |
| 時効後支払損引当金 | | | 595 | | 602 |
| 資産除去債務 | | | 1,123 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | | 4,659 | | 4,484 |
| 負債合計 | | | 37,074 | | 56,490 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 87,419 | | 59,820 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 56,509 | | 28,910 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 55,823 | | 28,225 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | - | |
| 繰越利益剰余金 | | 31,217 | | 28,225 | |
| 評価・換算差額等 | | | 229 | | 327 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 229 | | 327 |
| 純資産合計 | | | 87,648 | | 60,147 |
| 負債・純資産合計 | | | 124,722 | | 116,638 |

（2）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | | 当事業年度<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 113,491 | | 124,722 |
| 運用受託報酬 | | | 18,198 | | 21,188 |
| その他営業収益 | | | 331 | | 291 |
| 営業収益計 | | | 132,021 | | 146,202 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 38,684 | | 43,258 |
| 広告宣伝費 | | | 1,187 | | 1,054 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 調査費 | | | 29,050 | | 33,107 |
| 調査費 | | 6,045 | | 6,797 | |
| 委託調査費 | | 23,004 | | 26,310 | |
| 委託計算費 | | | 1,363 | | 1,377 |
| 営業雑経費 | | | 3,302 | | 3,670 |
| 通信費 | | 89 | | 92 | |
| 印刷費 | | 903 | | 820 | |
| 協会費 | | 83 | | 85 | |
| 諸経費 | | 2,225 | | 2,671 | |
| 営業費用計 | | | 73,587 | | 82,468 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,316 | | 13,068 |
| 役員報酬 | | 226 | | 259 | |
| 給料・手当 | | 7,752 | | 7,985 | |
| 賞与 | | 3,337 | | 4,822 | |
| 交際費 | | | 78 | | 87 |
| 寄付金 | | | 115 | | 117 |
| 旅費交通費 | | | 283 | | 323 |
| 租税公課 | | | 963 | | 990 |
| 不動産賃借料 | | | 1,232 | | 1,235 |
| 退職給付費用 | | | 829 | | 893 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,409 | | 2,292 |
| 諸経費 | | | 12,439 | | 12,483 |
| 一般管理費計 | | | 29,669 | | 31,491 |
| 営業利益 | | | 28,763 | | 32,242 |

| | | 前事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | | 当事業年度<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額（百万円） | | 金額（百万円） | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※1 | 7,645 | | 7,054 | |
| 受取利息 | | 45 | | 48 | |
| 為替差益 | | 49 | | 146 | |
| その他 | | 637 | | 625 | |
| 営業外収益計 | | | 8,377 | | 7,875 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | | － | | 123 | |
| 金銭の信託運用損 | | 1,736 | | 782 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 10 | | 14 | |
| その他 | | 8 | | 47 | |
| 営業外費用計 | | | 1,755 | | 967 |
| 経常利益 | | | 35,385 | | 39,149 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 10 | | － | |
| 株式報酬受入益 | | 46 | | 28 | |
| 特別利益計 | | | 57 | | 28 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 16 | | 5 | |
| 関係会社株式評価損 | | － | | 490 | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 52 | | 31 | |
| 特別損失計 | | | 69 | | 527 |
| 税引前当期純利益 | | | 35,374 | | 38,651 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 8,890 | | 10,821 |
| 法人税等調整額 | | | 419 | | △354 |
| 当期純利益 | | | 26,064 | | 28,183 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △24,877 | △24,877 | △24,877 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,064 | 26,064 | 26,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 1,186 | 1,186 | 1,186 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,217 | 56,509 | 87,419 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 174 | 174 | 86,407 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △24,877 |
| 当期純利益 | | | 26,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 54 | 54 | 54 |
| 当期変動額合計 | 54 | 54 | 1,240 |
| 当期末残高 | 229 | 229 | 87,648 |

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,217 | 56,509 | 87,419 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △55,782 | △55,782 | △55,782 |
| 当期純利益 | | | | | | | 28,183 | 28,183 | 28,183 |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △24,606 | 24,606 | － | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | △24,606 | △2,991 | △27,598 | △27,598 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | － | 28,225 | 28,910 | 59,820 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 229 | 229 | 87,648 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △55,782 |
| 当期純利益 | | | 28,183 |
| 別途積立金の取崩 | | | ― |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 97 | 97 | 97 |
| 当期変動額合計 | 97 | 97 | △27,500 |
| 当期末残高 | 327 | 327 | 60,147 |

［重要な会計方針］

| | |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法 |
| ２．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ５．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 6 年<br>附属設備 6～15 年<br>器具備品 4～15 年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 |
| ６．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| ７．収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>① 委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>② 運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③ 成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>（2023 年 3 月 31 日） | 当事業年度末<br>（2024 年 3 月 31 日） |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,350 百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　901 百万円<br>器具備品　657<br>合計　1,559 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,939 百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　1,214 百万円<br>器具備品　733<br>合計　1,948 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>（自　2022 年 4 月 1 日<br>至　2023 年 3 月 31 日） | 当事業年度<br>（自　2023 年 4 月 1 日<br>至　2024 年 3 月 31 日） |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　7,634 百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>建物　0 百万円<br>器具備品　0<br>ソフトウェア　52<br>合計　52 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　7,050 百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>建物　−百万円<br>器具備品　0<br>ソフトウェア　30<br>合計　31 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度期首株式数 | 前事業年度増加株式数 | 前事業年度減少株式数 | 前事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | － | － | 5,150,693 株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 24,877 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,830 円 |
| 基準日 | 2022 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2022 年 6 月 30 日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 55,782 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 10,830 円 |
| 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2023 年 6 月 30 日 |

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 55,782百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 10,830円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 28,174百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,470円 |
| 基準日 | 2024年3月31日 |
| 効力発生日 | 2024年6月28日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 42,108 | 42,108 | － |
| 資産計 | 42,108 | 42,108 | － |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 46 | 46 | － |
| 負債計 | 46 | 46 | － |

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,261 |
| 組合出資金等 | 1,557 |
| 合計 | 11,819 |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1 年以内 | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 1,865 | － | － | － |
| 金銭の信託 | 42,108 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 26,116 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 3,780 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 21,900 | － | － | － |
| 短期貸付金 | 1,001 | | | |
| 合計 | 96,772 | － | － | － |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額　（単位：百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | － | 42,108 | － | 42,108 |
| 資産計 | － | 42,108 | － | 42,108 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | － | 46 | － | 46 |
| 負債計 | － | 46 | － | 46 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 44,745 | 44,745 | － |
| 資産計 | 44,745 | 44,745 | － |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 24 | 24 | － |
| 負債計 | 24 | 24 | － |

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 当事業年度（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710 |
| 組合出資金等 | 1,638 |
| 合計 | 11,348 |

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1 年以内 | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 7,405 | － | － | － |
| 金銭の信託 | 44,745 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 31,788 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 5,989 | － | － | － |
| 短期貸付金 | 757 | － | － | － |
| 合計 | 90,685 | － | － | － |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額　（単位：百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | － | 44,745 | － | 44,745 |
| 資産計 | － | 44,745 | － | 44,745 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | － | 24 | － | 24 |
| 負債計 | － | 24 | － | 24 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度<br>（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,919 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | － | － | － |
| 小計 | － | － | － |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 21,900 | 21,900 | － |
| 小計 | 21,900 | 21,900 | － |
| 合計 | 21,900 | 21,900 | － |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 66 | － | 16 |
| 合計 | 66 | － | 16 |

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度<br>（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,428 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 36 | － | 5 |
| 合計 | 36 | － | 5 |

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等のうち一年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 952 | － | △46 | △46 |

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等のうち一年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 730 | － | △24 | △24 |

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 21,967 百万円 |
| 勤務費用 | 853 |
| 利息費用 | 188 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,476 |
| 退職給付の支払額 | △1,133 |
| その他 | △83 |
| 退職給付債務の期末残高 | 20,314 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 19,687 百万円 |
| 期待運用収益 | 462 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △716 |
| 事業主からの拠出額 | 819 |
| 退職給付の支払額 | △874 |
| 年金資産の期末残高 | 19,378 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 17,386 百万円 |
| 年金資産 | △19,378 |
| | △1,991 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,927 |
| 未積立退職給付債務 | 935 |
| 未認識数理計算上の差異 | 398 |
| 未認識過去勤務費用 | 53 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
| | |
| 退職給付引当金 | 2,940 |
| 前払年金費用 | △1,553 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 853 百万円 |
| 利息費用 | 188 |
| 期待運用収益 | △462 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 127 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 653 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 34% |
| 株式 | 27% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 21% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1.4% |
| 退職一時金制度の割引率 | 1.1% |
| 長期期待運用収益率 | 2.35% |

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 20,314 百万円 |
| 勤務費用 | 802 |
| 利息費用 | 275 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,024 |
| 退職給付の支払額 | △1,150 |
| その他 | △11 |
| 退職給付債務の期末残高 | 19,205 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 19,378 百万円 |
| 期待運用収益 | 455 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,415 |
| 事業主からの拠出額 | 848 |
| 退職給付の支払額 | △850 |
| 年金資産の期末残高 | 21,247 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 16,431 百万円 |
| 年金資産 | △21,247 |
| | △4,815 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,774 |
| 未積立退職給付債務 | △2,041 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2,923 |
| 未認識過去勤務費用 | 1 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883 |
| | |
| 退職給付引当金 | 2,759 |
| 前払年金費用 | △1,875 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 802 百万円 |
| 利息費用 | 275 |
| 期待運用収益 | △455 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 86 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |

| | |
|---|---|
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 655 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 31% |
| 株式 | 32% |
| 生保一般勘定 | 9% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 21% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.35% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度末<br>（2023年3月31日） | | 当事業年度末<br>（2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|
| １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,138 | 賞与引当金 | 1,422 |
| 退職給付引当金 | 911 | 退職給付引当金 | 855 |
| 関係会社株式評価減 | 1,010 | 関係会社株式評価減 | 1,162 |
| 未払事業税 | 227 | 未払事業税 | 360 |
| 投資有価証券評価減 | 11 | 投資有価証券評価減 | 11 |
| 減価償却超過額 | 331 | 減価償却超過額 | 323 |
| 時効後支払損引当金 | 184 | 時効後支払損引当金 | 186 |
| 関係会社株式売却損 | 505 | 関係会社株式売却損 | 505 |
| ゴルフ会員権評価減 | 78 | ゴルフ会員権評価減 | 79 |
| 資産除去債務 | 348 | 資産除去債務 | 348 |
| 未払社会保険料 | 85 | 未払社会保険料 | 116 |
| その他 | 44 | その他 | 50 |
| 繰延税金資産小計 | 4,878 | 繰延税金資産小計 | 5,422 |
| 評価性引当額 | △1,696 | 評価性引当額 | △1,848 |
| 繰延税金資産合計 | 3,181 | 繰延税金資産合計 | 3,573 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △171 | 資産除去債務に対応する除去費用 | △109 |
| 関係会社株式評価益 | △84 | 関係会社株式評価益 | △85 |
| その他有価証券評価差額金 | △102 | その他有価証券評価差額金 | △146 |
| 前払年金費用 | △481 | 前払年金費用 | △581 |
| 繰延税金負債合計 | △840 | 繰延税金負債合計 | △922 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,340 | 繰延税金資産の純額 | 2,651 |
| ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 31.0% | 法定実効税率 | 31.0% |
| （調整） | | （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.4% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.4% |
| タックスヘイブン税制 | 2.1% | タックスヘイブン税制 | 1.2% |
| 外国税額控除 | △0.6% | 外国税額控除 | △0.3% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.7% | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.5% |
| その他 | △0.8% | その他 | △0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.3% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.0% |

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>自　2022年4月 1日<br>至　2023年3月31日 | 当事業年度<br>自　2023年4月 1日<br>至　2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,123 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | － | － |
| 資産除去債務の履行による減少 | － | － |
| 期末残高 | 1,123 | 1,123 |

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

| 区分 | 前事業年度<br>（自　2022 年 4 月 1 日<br>至　2023 年 3 月 31 日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 113,491 百万円 |
| 運用受託報酬 | 17,245 百万円 |
| 成功報酬（注） | 952 百万円 |
| その他営業収益 | 331 百万円 |
| 合計 | 132,021 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

| 区分 | 当事業年度<br>（自　2023 年 4 月 1 日<br>至　2024 年 3 月 31 日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 124,707 百万円 |
| 運用受託報酬 | 19,131 百万円 |
| 成功報酬（注） | 2,071 百万円 |
| その他営業収益 | 291 百万円 |
| 合計 | 146,202 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500(米ドル) | 資金管理 | 直接 100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 5,736 | 短期貸付金 | 1,001 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 6,489 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息 | 44 | 未収利息 | 11 |

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | － | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 27,180 | 未払手数料 | 5,773 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,493(百万円) | 証券持株会社業 | 被所有100% | 経営管理 | 資金の借入 | 141,800 | 短期借入金 | 13,700 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 128,100 | | |
| | | | | | | | 借入金利息 | 123 | 未払利息 | 19 |

（イ）子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500(米ドル) | 資金管理 | 直接100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 2,856 | 短期貸付金 | 757 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 3,081 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息 | 48 | 未収利息 | 9 |

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | － | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 30,272 | 未払手数料 | 7,148 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

| 前事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　17,016円74銭<br>１株当たり当期純利益　5,060円34銭 | １株当たり純資産額　11,677円62銭<br>１株当たり当期純利益　5,471円85銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　26,064百万円<br>普通株式に係る当期純利益　26,064百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 | 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　28,183百万円<br>普通株式に係る当期純利益　28,183百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 |

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

| | | 2024年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 5,222 |
| 金銭の信託 | | 47,595 |
| 未収委託者報酬 | | 35,191 |
| 未収運用受託報酬 | | 6,723 |
| 短期貸付金 | | 1,427 |
| その他 | | 1,233 |
| 貸倒引当金 | | △21 |
| 流動資産計 | | 97,372 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 761 |
| 無形固定資産 | | 6,247 |
| ソフトウェア | | 6,246 |
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,876 |
| 投資有価証券 | | 1,503 |
| 関係会社株式 | | 9,535 |
| 長期差入保証金 | | 521 |
| 前払年金費用 | | 2,189 |
| 繰延税金資産 | | 2,020 |
| その他 | | 105 |
| 固定資産計 | | 22,884 |
| 資産合計 | | 120,257 |

| | | 2024年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | | 28,300 |
| 未払金 | | 11,764 |
| 未払収益分配金 | | 1 |
| 未払償還金 | | 38 |
| 未払手数料 | | 11,479 |
| 関係会社未払金 | | 244 |
| 未払費用 | | 11,699 |
| 未払法人税等 | | 6,872 |
| 未払消費税等 | ※2 | 1,584 |
| 賞与引当金 | | 2,843 |
| その他 | | 130 |
| 流動負債計 | | 63,195 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 2,678 |
| 時効後支払損引当金 | | 609 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,410 |
| 負債合計 | | 67,606 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 52,360 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 21,450 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 20,765 |
| 繰越利益剰余金 | | 20,765 |
| 評価・換算差額等 | | 290 |
| その他有価証券評価差額金 | | 290 |
| 純資産合計 | | 52,651 |
| 負債・純資産合計 | | 120,257 |

◇　中間損益計算書

| | | 自　2024年4月 1日<br>至　2024年9月30日 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 　委託者報酬 | | 75,441 |
| 　運用受託報酬 | | 11,445 |
| 　その他営業収益 | | 153 |
| 　　営業収益計 | | 87,039 |
| 営業費用 | | |
| 　支払手数料 | | 27,091 |
| 　調査費 | | 18,872 |
| 　その他営業費用 | | 3,159 |
| 　　営業費用計 | | 49,123 |
| 一般管理費 | ※1 | 16,272 |
| 営業利益 | | 21,643 |
| 営業外収益 | ※2 | 6,924 |
| 営業外費用 | ※3 | 285 |
| 経常利益 | | 28,282 |
| 特別利益 | ※4 | 23 |
| 特別損失 | ※5 | 13 |
| 税引前中間純利益 | | 28,292 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6,931 |
| 法人税等調整額 | | 646 |
| 中間純利益 | | 20,713 |

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 28,225 | 28,910 | 59,820 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △28,174 | △28,174 | △28,174 |
| 中間純利益 | | | | | | 20,713 | 20,713 | 20,713 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | △7,460 | △7,460 | △7,460 |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 20,765 | 21,450 | 52,360 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 327 | 327 | 60,147 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △28,174 |
| 中間純利益 | | | 20,713 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △36 | △36 | △36 |
| 当中間期変動額合計 | △36 | △36 | △7,496 |
| 当中間期末残高 | 290 | 290 | 52,651 |

［重要な会計方針］

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない　… 時価法<br>株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>市場価格のない　… 移動平均法による原価法<br>株式等 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物　6 年<br>附属設備　6～15 年<br>器具備品　4～15 年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 |
| 6．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 |

| | |
|---|---|
| | 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| ７．収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>①　委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>②　運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③　成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 185 百万円 |
| 無形固定資産 | 949 百万円 |

※２　営業外収益のうち主要なもの

| | |
|---|---|
| 受取配当金 | 6,350 百万円 |

※３　営業外費用のうち主要なもの

| | |
|---|---|
| 支払利息 | 105 百万円 |
| 雑損 | 169 百万円 |

※４　特別利益の内訳

| | |
|---|---|
| 株式報酬受入益 | 23 百万円 |

※５　特別損失の内訳

| | |
|---|---|
| 固定資産除却損 | 13 百万円 |

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | － | － | 5,150,693 株 |

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| (2) 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| (3) 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| (4) 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 47,595 | 47,595 | － |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 126 | 126 | － |
| 資産計 | 47,722 | 47,722 | － |

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710 |
| 組合出資金等 | 1,328 |
| 合計 | 11,038 |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額　（単位：百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | － | 47,595 | － | 47,595 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | － | 126 | － | 126 |
| 資産計 | － | 47,722 | － | 47,722 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表<br>計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,428 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等の<br>うち一年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,550 | － | 126 | 126 |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

| | 自　2024 年 4 月 1 日<br>至　2024 年 9 月 30 日 |
|---|---|
| 期首残高 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | － |
| 時の経過による調整額 | － |
| 中間期末残高 | 1,123 |

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分 | 当中間会計期間<br>（自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 75,439 百万円 |
| 運用受託報酬 | 10,634 百万円 |
| 成功報酬（注） | 811 百万円 |
| その他営業収益 | 153 百万円 |
| 合計 | 87,039 百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

| 自　2024年4月 1日<br>至　2024年9月30日 |
|---|
| １株当たり純資産額　　10,222円13銭<br><br>１株当たり中間純利益　　4,021円58銭<br>（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。<br>２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br>中間純利益　20,713百万円<br>普通株主に帰属しない金額　－<br>普通株式に係る中間純利益　20,713百万円<br>期中平均株式数　5,150千株 |

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

（はじめてのNISA・新興国株式インデックス）

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**１．基本方針**

この投資信託は、MSCIエマージング･マーケット･インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**２．運用方法**

⑴ 投資対象

新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

⑵ 投資態度

① マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

② MSCIエマージング･マーケット･インデックス（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### ３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
はじめてのNISA・新興国株式インデックス
約款

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託の目的と金額）**

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第１項、第48条第１項、第49条第１項および第51条第２項の規定による解約の日までとします。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

**（当初の受益者）**

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割および再分割）**

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

**（受益権の設定に係る受託者の通知）**

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**（受益権の申込単位および価額）**

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

**（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23

条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**（有価証券および金融商品の指図範囲等）**

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券および新株予約権証券
12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利

益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
⑥　前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（利害関係人等との取引等）**

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

**（運用の基本方針）**

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指

図を行ないます。

**（投資する株式等の範囲）**

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

**（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）**

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（信用取引の指図範囲）**

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**（先物取引等の運用指図）**

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取

引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（スワップ取引の運用指図）**

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（同一銘柄の転換社債等への投資制限）**

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（有価証券の貸付の指図および範囲）**

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

**（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）**

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**（外国為替予約取引の指図および範囲）**

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）**

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**（直物為替先渡取引の運用指図）**

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年6月4日から翌年6月3日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2024年6月3日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の16.9の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の

末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

**（収益分配金および償還金の時効）**

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（信託の一部解約）**

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、

委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

**（信託契約の解約）**

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この

場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

**（反対受益者の受益権買取請求の不適用）**

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**（運用報告書に記載すべき事項の提供）**

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**（公告）**

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）**

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**（付則）**

第1条　第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2023年7月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日が香港取引決済所の休業日の場合

・申込日翌営業日が香港取引決済所の休業日の場合

・申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合

・申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**１．基本方針**

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**２．運用方法**

⑴ 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託の目的、金額および追加信託の限度額）**

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第42条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

**（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）**

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**（受益者）**

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**（受益権の分割および再分割）**

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**（追加信託金の計算方法）**

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**（有価証券および金融商品の指図範囲等）**

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
**（利害関係人等との取引等）**
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

**（運用の基本方針）**

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

**（投資する株式等の範囲）**

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

**（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）**

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

**（信用取引の指図範囲）**

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**（先物取引等の運用指図）**

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（スワップ取引の運用指図）**

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（同一銘柄の転換社債等への投資制限）**

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

**（有価証券の貸付の指図および範囲）**

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

**（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）**

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**（外国為替予約取引の指図および範囲）**

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）**

第24条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**（直物為替先渡取引の運用指図）**

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**（信託業務の委託等）**

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等および記載等の留保等）**

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（損益の帰属）**

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

**（反対受益者の受益権買取請求の不適用）**

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）**

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

**（運用報告書）**

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**（公告）**

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**（付則）**

第1条　約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社